

第6章 障害福祉サービス量等の 見込み (障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 成果目標及び活動指標
- 4 障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量
- 5 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の状況
- 6 専門的支援を要する障がいに関する状況
- 7 地域生活支援事業の見込み

1 計画の策定に当たって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に即して定めるものです。

なお、以下「（１）国の基本指針の主な改正ポイント」では、都道府県及び市町村とそれぞれ実施主体がありますので、この内、市町村に求められている方針について、本章における「３ 成果目標及び活動指標」において、それぞれの目標・指標を定めます。

(1) 国の基本指針の主な改正ポイント

【令和5（2023）年5月19日一部改正】

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- グループホームにおけるひとり暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレント・トレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレント・トレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

カ 地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

キ 障がい者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

ク 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

ケ 障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

コ 障がい福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

サ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- 障害福祉DB(データベース)の活用等による計画策定の推進
- よりきめ細かな地域単位での重度障がい者等のニーズの把握

シ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進

ス 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

セ その他：地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

ア サービスの提供体制を確保していくための目標 **《成果目標》**

イ 各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み **《活動目標》**

ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を確保するための方策

2 計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、障害福祉サービス等を必要とされる方に適正なサービスが提供できるようサービスの基盤整備を図る必要があります。

- (1) 第4章「施策の展開」の取組方針を踏まえたサービスの基盤整備を行います。
- (2) 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする方が生活に必要なサービスの利用ができるよう体制の構築を推進します。
- (3) 相談支援事業や地域生活支援拠点等を中心とした、切れ目のない相談支援体制と、緊急時の対応や将来を見据えたサービスの体験的な利用等の機能を強化し、障がいがあっても地域で安心した生活を送れるよう体制の整備を推進します。
- (4) 障がい者が活躍する社会を実現するため、福祉施設からの一般就労へ移行の促進を図り、障がいの理解を含めた職場定着に係る支援体制の構築を推進します。
- (5) 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制の構築を推進します。
- (6) 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス等事業所において、新たな職員の確保・育成の促進を図るとともに、支援の質の向上に関する取組を推進します。
- (7) 第6期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人あたりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。

3 成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本目標で示された考え方

- 地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上削減

イ これまでの状況

- 第6期計画において、令和元（2019）年度末の施設入所者 163 人のうち、令和3（2021）年度2人、令和4（2022）年度4人と令和4（2022）年度末時点で合計6人が居宅やグループホームなどの地域生活へ移行し、成果目標である地域生活移行者数5人を既に達成しています。
- 令和4（2022）年度末での施設入所者数は 166 人であり、令和元（2019）年度末は同 163 人と、3人増加しました。

ウ 本市の考え方

- 国の基本方針、施設入所の利用状況や入所者の地域移行の二一ズ等を踏まえるとともに、地域ぐるみでの意思決定支援の体制や地域資源の整理・開発等、地域における支援体制の状況を総合的に勘案し、地域生活への移行に係る成果目標を設定します。
- 施設入所からの地域移行者だけではなく、地域で生活する障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的支援体制の確保を併せて図ります。

施設入所者の地域生活の移行目標

項目	数値	備考
【基準】 施設入所者数（A）	166 人	令和4（2022）年度末現在
【成果目標】 地域生活移行者数（B）	10 人 （6%）	Aのうち令和8（2026）年度末までに移行するものの目標値
新たな施設入所者（C）	10 人	令和8（2026）年度末までに新たに施設入所が必要な者の見込数
施設入所者（D） ※D=A-B+C	166 人	令和8（2026）年度末の利用見込数
【成果目標】 施設入所者の削減数（E） ※E=A-D	0 人	令和8（2026）年度末目標数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本目標で示された考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率
：（3か月後）68.9%以上、（6か月後）84.5%以上、（1年後）91.0%以上
なお、これらの考え方に基づく具体的な成果目標については、神奈川県
の障害福祉計画内で設定されます。

イ これまでの状況

- ReMHRAD（地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース）では、各6月30日時点の厚木市民の地域移行（退院）した者の数は、令和元（2019）年度は7人、令和2（2020）年度は11人、令和3（2021）年度は2人となっており、長期入院患者は、令和元（2019）年度は225人、令和2（2020）年度は237人、令和3（2021）年度は231人となっていることから長期入院患者の地域移行に課題があります。
- 本市では、医療上、退院可能な精神障がい者が地域生活を希望する場合は、医療機関、保健福祉事務所、相談支援事業所等と連携を図りながら、退院に向けた支援及び地域生活への定着支援を行ってきました。

ウ 本市の考え方

- 精神障がい者が安心して地域生活を送るために、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議を活用するとともに、地域課題の解消及び支援体制の構築について、障害者協議会において検討していきます。
- 地域移行等に係る障害福祉サービスを充実し、利用を促進することで精神障がい者の地域移行を支援します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等の活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催回数	2回	2回	2回
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
保健、医療・福祉関係者による 協議の場への関係者等の参加者数	11人	11人	11人

精神障がい者の地域移行等に係る障害福祉サービスの利用者数見込み

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援の利用者数	2人	4人	8人
地域定着支援の利用者数	1人	3人	7人
自立訓練（生活訓練）の利用者数	3人	3人	3人
共同生活援助の利用者数	92人	104人	114人
自立生活援助の利用者数	2人	4人	6人

(3) 地域生活支援の充実

ア 国の基本目標で示された考え方

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運営状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

イ これまでの状況

- 平成28(2016)年度の障害者協議会において、夜間、休日等の緊急時の受入れや体験の機会を中心に拠点機能について検討を行い、面的整備として整備済みとしています。
- しかしながら、緊急時の対応に係る「安心生活支援プラン」が在宅の障がい者やその家族に浸透しておらず、また、短期入所施設等への送迎などの役割分担や障害福祉サービス等を利用していない障がい者の緊急時対応などの課題があり、拠点機能が十分に果たされているとはいえない状況です。

ウ 本市の考え方

- 介護者の高齢化や「親亡き後」であっても安心して地域で生活するために、障害者協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。
- 市内障害福祉サービス等事業所及び関係機関と連携し、地域生活拠点等の登録事業所数を増やすことで実効性のある拠点機能の確立を図ります。

地域生活支援拠点に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所(面的整備)		
地域生活支援拠点コーディネーターの配置	1人		
拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

強度行動障がいに係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
支援ニーズ等の把握及び支援体制の整備	未整備	一部整備済み	整備済み

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本目標で示された考え方

- 一般就労への移行者数：令和3（2021）年度実績の 1.28 倍以上
- 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3（2021）年度末実績の 1.41 倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の終了定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

イ これまでの状況

- 第6期計画において、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労移行者数は、令和3（2021）年度は52人、令和4（2022）年度は48人であり、令和4（2022）年度末時点で合計100人が民間企業や就労継続支援A型事業所等に移行しています。
第6期計画では、令和5（2023）年度の成果目標として32人と見込んでいますが、これまでの動向から目標達成は可能と予測します。
- 令和4（2022）年度における就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労移行者30人のうち、就労定着支援の利用者数は9人であり、利用割合は30.0%となっています。

ウ 本市の考え方

- 障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、民間企業、ハローワーク、就労支援機関等と連携し、雇用促進に向けた取組を実施します。
- 障がい者が一般就労した後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援や障がい者基幹相談支援センターゆいはあとの利用の促進をするとともに、職場における障がいの理解及び就労支援の促進に向け取組を強化します。
- 一般就労後の働き始めや休職後の復職を目指す障がい者に対する支援を図ることから、一般就労中の障害福祉サービスの利用を促進します。
- 障がい者の就労に関する多様なニーズに対する支援を促進するために、就労選択支援の資源開発を図ります。

障がい者の一般就労に係る活動指標及び成果目標

項目		令和3 (2021)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
		【基準】	【活動指標】		【目標】
一般就労移行者数計		52人	57人	63人	70人 (128倍以上)
内 訳	就労移行支援	33人	36人	40人	45人
	就労継続支援A型	6人	7人	8人	9人
	就労継続支援B型	8人	9人	10人	11人
	その他サービス	5人	5人	5人	5人
「一般就労移行者数計」のうち就労定着支援を利用者数		4人	10人	11人	13人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- 各都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

イ これまでの状況

- 平成29（2017）年4月1日に児童発達支援センターひよこ園を設置しました。
- 令和5（2023）年10月1日時点で、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、市内に1か所あります。
なお、同放課後等デイサービス事業所は、市内に1か所あります。

ウ 本市の考え方

- 児童発達支援センターひよこ園は、障がいの重度化や重複化に対応する専門的な障がい児通所拠点施設としての位置だけではなく、障がい児の発達支援の相談機能や地域の障害児通所支援事業所に対する専門的指導等、地域の障がい児の健全な発達を図る中核的な機関として位置付けとして、重層的な障がい児支援体制の構築を促進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は、市内にそれぞれ1か所と成果目標に達していますが、市援護児童における医療的ケア児の利用状況、支援ニーズを勘案し、更なる支援体制の構築を図ります。
- 障害児相談支援の利用を促進し、療育（サービス）を経て、障がい児の発達等の状態を専門的視点から定期的に確認し、障がい児の将来を見据えた療育（サービス）の提供が受けられるよう支援体制の構築を図ります。

障害児支援に係る提供体制の整備に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援センター	設置済み(1か所)		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	確保済み (1か所)	2か所	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	確保済み (1か所)	2か所	3か所
医療的ケア児支援のための協議の場	設置済み		
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

イ これまでの状況

- 平成 27（2015）年度に、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとに加え、地域の障がい者相談支援センターを3か所設置しました。
また、平成 28（2016）年度、平成 29（2017）年度、令和元（2019）年度に各1か所、そして、令和4（2022）年度に2か所増設し、計8か所の地域の障がい者相談支援センターを設置しました。
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び地域の障がい者相談支援センター間において、個別事例の共有及び検討等を目的としたセンター担当者会議を原則毎月実施しています。
- 障害者協議会において、地域の相談支援事業所等における個別課題を共有、課題解決に向けた検討を行うグループスーパービジョンを定期的を実施しています。
- 市内計 10 か所の地域包括支援センターと連携を図り、総合的な相談支援体制を構築しています。
- 発達障がい児者及びその家族からの相談支援体制を確保するとともに、保護者が子供の障がい特性の理解し、必要な知識や適切な関わり方を身に付けることができるよう、ペアレント・トレーニングを実施しています。

ウ 本市の考え方

- 専門的な相談支援の実施に向け、相談支援専門員向けの研修会の実施や障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや地域の障がい者相談支援センターによる相談支援専門員に対する同行・訪問支援等を実施し、地域における専門的な相談支援体制の構築を図ります。
- グループスーパービジョンを継続するとともに、障害者協議会において、実効性のある地域資源の開発・改善に努めます。
- ペアレント・トレーニングを普及するとともに、ペアレント・トレーニングに関わる協力者の養成やペアレント・トレーニング等のプログラム実施者の養成を図ります。

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る活動指標
(基幹相談支援センター)

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施		
地域の相談支援事業者への専門的 指導・助言件数	160件	160件	160件
地域の相談支援事業者への人材育 成支援件数	36件	38件	40件
地域の相談機関との連携強化取組 実施回数	15回	18回	21回
個別事例の支援内容の検証の実施 回数	12回	18回	24回
主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	3人

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る活動指標
(障害者協議会)

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
相談支援事業所が参加する事例検 討実施回数	5回	7回	10回
上記の事例検討における参加者数	60人	60人	80人
協議会の専門部会（プロジェクト）の設置数	6	6	7
上記プロジェクト実施回数	12回	12回	14回

発達障がい者への支援に関する取組に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ペアレント・トレーニング等支援 プログラムの受講人数	40人	40人	40人
ペアレント・トレーニング協力者 の登録人数	3人	4人	6人
ペアレント・メンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	2人	3人	4人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

イ これまでの状況

- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおいて、市内相談支援事業所を適宜巡回し、事業所における課題や相談支援専門員の資質向上に関するヒアリングを実施し、研修等の企画及び実施しています。
- 療育相談センターまめの木において、市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を巡回し、支援員の資質向上や事業所における課題等に対し助言を行っています。
- 定期的に、市内障害福祉サービス等事業所に対し、支援員の質の向上に資する研修会を開催しています。

ウ 本市の考え方

- これまでの取組を継続するとともに、障害福祉サービス等の質の向上に関する取組について、障害者協議会において検討します。
- セルフプランから相談支援事業所等が作成するサービス等（障害児支援）利用計画への切り替えを促進し、様々な障害福祉サービス等を利用している障がい者に対し、事業所間での様子や障がい特性等を共有し、その都度、サービスの利用状況を見直すことで、質の高い障害福祉サービス等の提供を図ります。
- 障がい者支援に関わる市職員が障害者総合支援法その他国が定める障害福祉関係法令の理解を深めることで、障がい者が真に必要としている障害福祉サービス等の提供について実効性のある検証を行います。

神奈川県等が実施する障害福祉サービス等の研修参加に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
神奈川県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の市職員の延べ参加人数	5人	6人	7人

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有り		
実施回数	1回	1回	1回

4 障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量

(1) 障害福祉サービス等の充実

本計画の策定に当たり、利用実態調査では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような取組を厚木市に求めますか。」という設問に対して、11の選択肢の中から「障害福祉や介護保険のサービスの充実」を選択した方が47.1%と前回の調査に引続き、最も多くなっています。

このことから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして生活を続けるためには、障がい者のライフスタイルや障がい特性に応じ、個々のニーズに適したサービスの提供が必要となります。

そのためにも、障がい者のライフステージに沿った、福祉・介護・医療・教育等の機関が連携し、住み慣れた地域での生活を続けられるようサービスの提供体制の構築を促進します。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の2つに区分されます。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に定められており、居宅介護を始めたとした訪問系サービスや短期入所などの介護給付、就労系サービスや共同生活援助などの訓練等給付等の全国統一の基準に基づき実施するものです。

また、同法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、これら障害福祉サービス等の将来的に必要なサービス量を見込むこととしています。

今後も障がい者の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることから、障がい者が地域で安心した生活を送れるよう必要なサービス量の確保に努めます。

イ 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法に定められた障がい児を対象としたサービスで、全国統一の基準に基づき実施するものです。

また、同法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援に係るサービスの将来的に必要なサービス量を見込むこととされています。

今後も障がい児の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることから、障がい児が適切な療育等が受けられるよう必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 第6期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの利用実績①

サービス種類	単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度				
		目標値	実績	達成率(%)	目標値	実績	達成率(%)	実績の前年度比(%)	
日中活動系	生活介護	日/月	6,656	7,037	105.7%	6,647	7,454	112.1%	105.9%
		人/月	374	378	101.1%	375	391	104.3%	103.4%
	自立訓練 (機能訓練)	日/月	132	59	44.7%	147	97	66.0%	164.4%
		人/月	9	5	55.6%	9	8	88.9%	160.0%
	自立訓練 (生活訓練)	日/月	44	122	277.3%	44	159	361.4%	130.3%
		人/月	6	6	100.0%	6	9	150.0%	150.0%
	就労移行支援	日/月	1,192	970	81.4%	1,294	799	61.7%	82.4%
		人/月	61	59	96.7%	63	46	73.0%	78.0%
	就労継続支援 A型	日/月	1,352	1,436	106.2%	1,342	1,301	96.9%	90.6%
		人/月	71	69	97.2%	69	63	91.3%	91.3%
	就労継続支援 B型	日/月	6,918	7,027	101.6%	7,316	8,274	113.1%	117.7%
		人/月	433	429	99.1%	455	509	111.9%	118.6%
	就労定着支援	人/月	53	34	64.2%	60	37	61.7%	108.8%
	療養介護	人/月	13	17	130.8%	12	17	141.7%	100.0%
	短期入所 (福祉型)	日/月	685	417	60.9%	720	415	57.6%	99.5%
		人/月	111	31	27.9%	120	55	45.8%	177.4%
短期入所 (医療型)	日/月	39	27	69.2%	41	51	124.4%	188.9%	
	人/月	5	5	100.0%	5	8	160.0%	160.0%	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分

障害福祉サービスの利用実績②

サービス種類	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度				
		目標値	実績	達成率（%）	目標値	実績	達成率（%）	実績の前年度比（%）	
訪問系	居宅介護	時間/月	5,497	5,577	101.5%	5,625	5,682	101.0%	101.9%
		人/月	236	228	96.6%	235	228	97.0%	100.0%
	重度訪問介護	時間/月	4,666	3,307	70.9%	5,023	4,013	79.9%	121.3%
		人/月	17	14	82.4%	17	17	100.0%	121.4%
	同行援護	時間/月	704	828	117.6%	734	968	131.9%	116.9%
		人/月	41	37	90.2%	45	40	88.9%	108.1%
	行動援護	時間/月	1,206	922	76.5%	1,297	1,087	83.8%	117.9%
		人/月	35	31	88.6%	37	42	113.5%	135.5%
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	—	
居住系	共同生活援助	人/月	163	182	111.7%	171	208	121.6%	114.3%
	施設入所支援	人/月	163	165	101.2%	162	166	102.5%	100.6%
	自立生活援助	人/月	3	0	0.0%	6	0	0.0%	—
相談支援	計画相談支援	人/月	218	200	91.7%	254	257	101.2%	128.5%
	地域移行支援	人/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	—
	地域定着支援	人/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（地域移行支援及び地域定着支援を除く。）

※ 地域移行支援及び地域定着支援の実績は、年間の実利用者数

障害児通所支援の利用実績

サービス種類	単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度				
		目標値	実績	達成率(%)	目標値	実績	達成率(%)	実績の前年度比(%)	
障害児通所支援	児童発達支援	日/月	2,335	2,387	102.2%	2,577	2,809	109.0%	117.7%
		人/月	254	287	113.0%	270	340	125.9%	118.5%
	居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	6	—	—
		人/月	0	0	—	0	2	—	—
	医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	0	—	—
		人/月	0	0	—	0	0	—	—
	放課後等デイサービス	日/月	4,600	5,455	118.6%	4,648	6,293	135.4%	115.4%
		人/月	499	546	109.4%	519	617	118.9%	113.0%
	保育所等訪問支援	日/月	3	9	300.0%	4	12	300.0%	133.3%
		人/月	4	10	250.0%	5	14	280.0%	140.0%
障害児相談支援	人/月	23	19	82.6%	19	38	200.0%	200.0%	

- ※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。
- ※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数
- ※ 実績は、各年度の3月提供分

(3) 障害福祉サービス

ア 日中活動系サービス

施策の方向5 就労支援の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
生活介護（19事業所）	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 ・機能訓練（1事業所） ・生活訓練（2事業所）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。
就労移行支援（6事業所）	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 ・A型（1事業所） ・B型（25事業所）	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援（5事業所）	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活上の問題等に対応するための相談、企業訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
就労選択支援 ※令和7（2025）年10月1日施行予定）	障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
療養介護（1事業所）	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 ・福祉型（14事業所） ・医療型（3事業所）	居宅で障がい者を介護する人が疾病等の理由で介護できない場合に、短期間の入所をすることにより、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※（ ）内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

日中活動系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
		生活介護	日/月	7,037	7,454	7,692	7,755
	人/月	378	391	398	403	404	404
自立訓練 (機能訓練)	日/月	59	97	95	93	103	104
	人/月	5	8	9	9	10	10
自立訓練 (生活訓練)	日/月	122	159	158	147	136	130
	人/月	6	9	9	8	7	7
就労移行支援	日/月	970	799	784	783	781	787
	人/月	59	46	44	44	44	45
就労継続支援 A型	日/月	1,436	1,301	1,340	1,380	1,444	1,499
	人/月	69	63	69	69	70	71
就労継続支援 B型	日/月	7,027	8,274	9,145	9,794	10,350	10,878
	人/月	429	509	558	596	636	666
就労定着支援	人/月	34	37	36	39	41	43
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	52	96
療養介護	人/月	17	17	17	17	18	18
短期入所 (福祉型)	日/月	417	415	486	579	598	611
	人/月	31	55	64	83	86	88
短期入所 (医療型)	日/月	27	51	60	80	85	87
	人/月	5	8	10	15	17	18

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

イ 訪問系サービス

施策の方向7 社会参加の促進

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護（38事業所）	居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事及び通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護 （33事業所）	常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護（8事業所）	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護（5事業所）	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 （県内事業所なし）	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

※（ ）内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

訪問系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	時間/月	5,577	5,682	5,719	5,757	5,795	5,833
	人/月	228	228	229	227	229	230
重度訪問介護	時間/月	3,307	4,013	4,243	4,338	4,436	4,535
	人/月	14	17	17	18	19	20
同行援護	時間/月	828	968	997	1,028	1,060	1,093
	人/月	37	40	43	45	48	51
行動援護	時間/月	922	1,087	1,167	1,191	1,297	1,376
	人/月	31	42	46	50	54	59
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

ウ 居住系サービス

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助 (25事業所/住居数71)	共同生活の住居に居住する障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (9事業所)	施設に入所している障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 (市内なし)	居宅においてひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

居住系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期(実績)			第7期(見込・目標)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
共同生活援助	人/月	182	208	235	257	277	300
施設入所支援	人/月	165	166	165	166	167	166
自立生活援助	人/月	0	0	0	3	6	9

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分(令和5(2023)年度は見込み)

エ 相談支援サービス

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援 (18事業所)	障害福祉サービス等を利用する場合に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等を基にサービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービス等の利用状況の検証等を行います。
地域移行支援(4事業所)	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、外出の同行支援や住居確保などの新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援(4事業所)	自宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因する緊急の事態等には必要な支援を行います。

※ ()内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

相談支援サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期(実績)			第7期(見込・目標)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人/月	200	257	271	280	290	297
地域移行支援	人/年	0	0	0	3	6	12
地域定着支援	人/年	0	0	0	2	5	9

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分(令和5(2023)年度は見込み)

(4) 障害児通所支援

- 施策の方向3 相談支援体制の充実
 施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立
 施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援 (30事業所)	未就学児を対象として事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援 (1事業所)	重症心身障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援 (市内なし)	上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス (39事業所)	授業の終了後又は学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援 (5事業所)	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援 (15事業所)	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況の検証等を行います。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

障害児通所支援に係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
		児童発達支援	日/月	2,387	2,809	3,222	3,573
	人/月	287	340	394	457	523	598
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	6	4	3	2	2
	人/月	0	2	2	2	1	1
医療型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	日/月	5,455	6,293	7,178	7,921	8,740	9,644
	人/月	546	617	689	772	867	971
保育所等 訪問支援	日/月	9	12	14	16	19	23
	人/月	10	14	17	20	25	30
障害児 相談支援	人/月	19	38	50	64	106	124

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

5 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の状況

(1) 市内障害福祉サービス等事業所数の推移

ア 日中活動系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	15	15	17	18	19	19
自立訓練（機能訓練）	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1	1	2
就労移行支援	4	5	4	4	6	6
就労継続支援A型	3	3	3	2	1	1
就労継続支援B型	17	18	18	21	24	25
就労定着支援	4	4	4	5	5	5
療養介護	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	10	12	12	13	14	14
短期入所（医療型）	2	2	2	2	3	3

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

イ 訪問系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	35	37	38	37	38	38
重度訪問介護	34	33	33	32	33	33
同行援護	8	6	8	8	8	8
行動援護	3	4	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

ウ 居住系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
共同生活援助	16	18	19	23	25	25
(GH建屋数)	47	48	55	63	71	71
施設入所支援	9	9	9	9	9	9
自立生活援助	0	0	0	0	0	0

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

エ 相談支援サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	11	12	14	15	18	18
地域移行支援	3	3	3	4	4	4
地域定着支援	3	3	3	4	4	4

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

オ 障害児通所支援

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	16	21	22	24	26	30
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	25	28	30	34	36	39
保育所等訪問支援	3	3	4	5	5	5
障害児相談支援	4	5	7	8	15	15

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

(2) 市内障害福祉サービス等事業所における利用実績

ア 日中活動系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	日/月	4,466	4,594	5,333	4,893	5,331	4,966
自立訓練 (機能訓練)	日/月	86	80	62	59	97	61
自立訓練 (生活訓練)	日/月	20	23	46	33	30	115
就労移行支援	日/月	628	631	648	533	465	701
就労継続支援 A型	日/月	822	765	787	659	448	433
就労継続支援 B型	日/月	4,336	4,800	5,719	5,712	6,340	5,651
就労定着支援	人/月	18	30	21	25	21	20
療養介護	人/月	5	4	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	日/月	460	332	283	281	292	216
短期入所 (医療型)	日/月	19	0	5	11	22	47

※ 日数は、延べ利用日数、人数は、実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

イ 訪問系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	時間/月	4,566	4,646	4,792	4,731	4,801	4,377
重度訪問介護	時間/月	1,962	2,389	2,174	1,699	1,800	1,912
同行援護	時間/月	748	607	699	782	835	708
行動援護	時間/月	531	697	882	707	876	736
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

※ 時間数は、延べ利用時間

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

ウ 居住系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
共同生活援助	人/月	86	94	108	122	138	148
施設入所支援	人/月	99	98	101	107	107	104
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※ 人数は、実利用人数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

エ 相談支援サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人/年	492	553	668	725	814	691
地域移行支援	人/年	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	0

※ 人数は、年間の実利用人数

※ 令和5（2023）年度は4月提供分から8月提供分までの実利用人数

オ 障害児通所支援

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	日/月	1,473	1,701	2,207	2,221	2,660	2,617
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	6	2
医療型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	日/月	3,821	3,616	4,572	4,759	5,529	5,234
保育所等 訪問支援	日/月	4	2	8	6	7	5
障害児 相談支援	人/年	51	58	92	117	162	158

※ 日数は、延べ利用日数、人数は、年間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

※ 障害児相談支援の令和5（2023）年度は4月提供分から8月提供分までの実利用人数

(3) 市内障害福祉サービス等事業所と利用実績からみる本市の状況

※ 本項の令和5（2023）年度の事業所数は8月1日時点の数

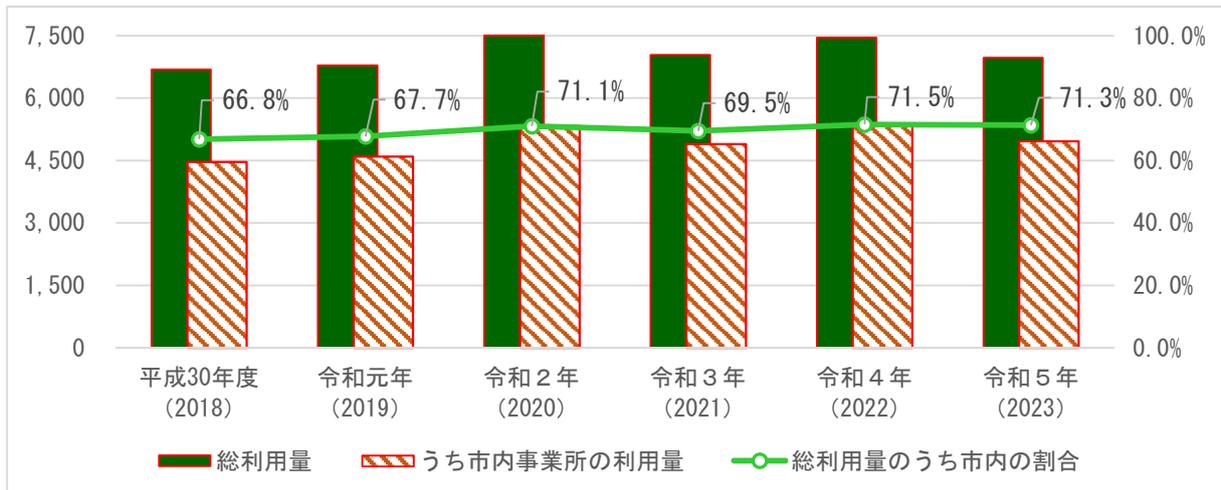
ア 日中活動系サービス

○ 生活介護

令和2（2020）年度以降、総利用量の70%程度が市内生活介護事業所と安定して提供されています。

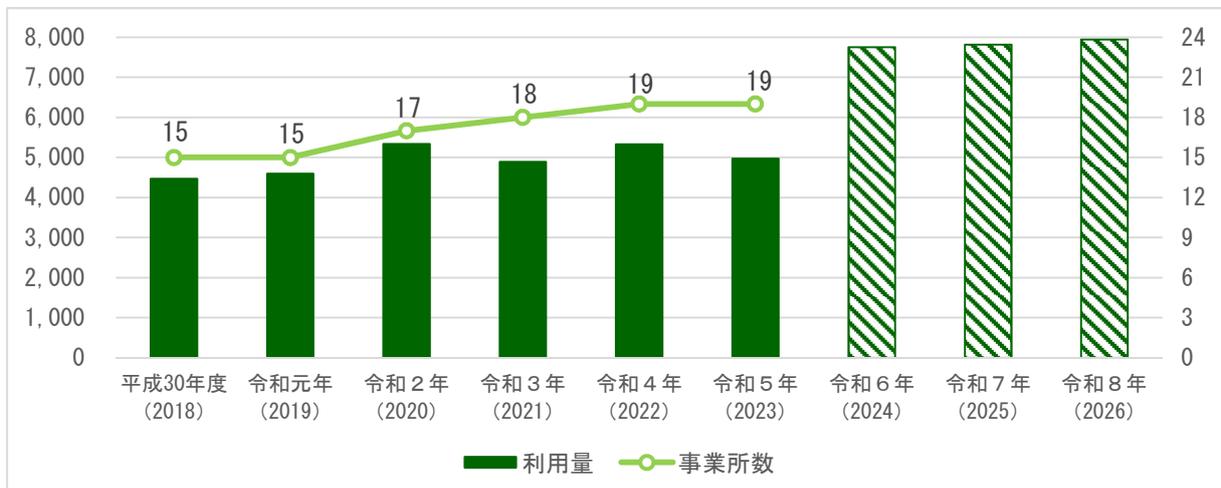
しかしながら、強度行動障がいを抱える障がい者や医療的ケア児者等のより専門的な支援が提供できる事業所が不足しており、また、高齢化に伴う障がいの重度化や障害者支援施設及び共同生活援助が市内に比較的多いことから、充足している状況とはいえません。

利用実績に対する市内生活介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の生活介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

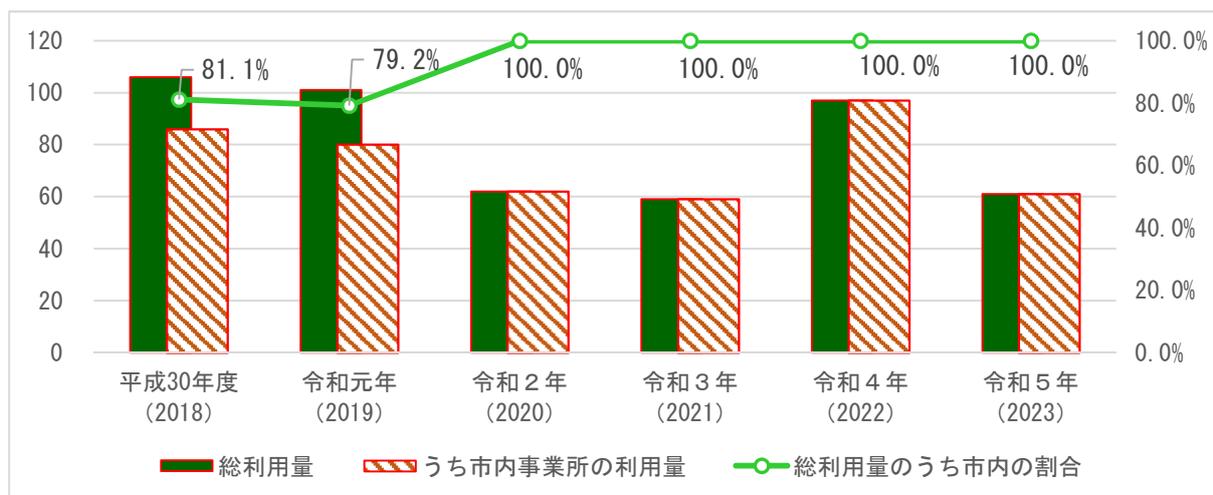
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 自立訓練（機能訓練）

市内の事業所で提供される割合が高く、令和2（2020）年度以降はその割合が100%となっています。

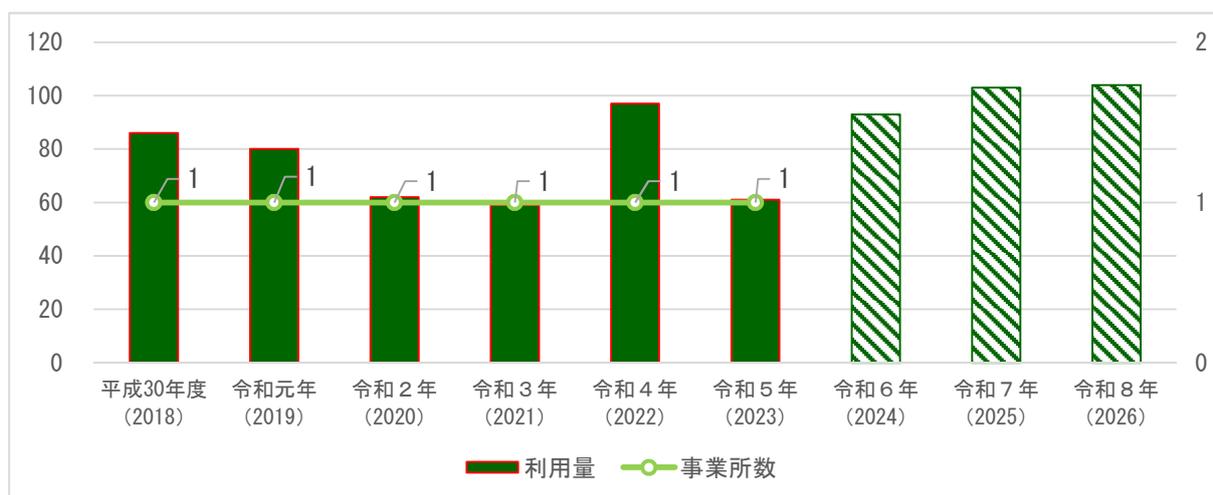
しかしながら、県央地区における自立訓練（機能訓練）事業所は1事業所のみであり、通所の利便性やサービスの選択の拡大等を考慮すると、更なるサービス提供事業所の拡大が必要と考えます。

利用実績に対する市内自立訓練（機能訓練）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の自立訓練（機能訓練）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

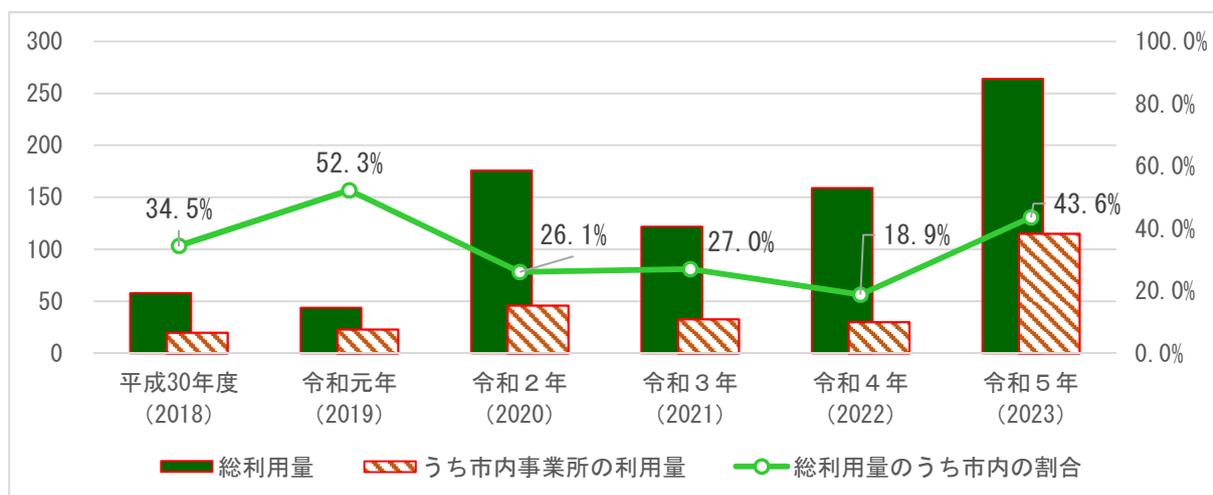
○ 自立訓練（生活訓練）

各年度、利用量に波があり、令和元（2019）年度を除き、市内の事業所で提供される割合が半分を下回っています。

令和5（2023）年度、新たに1事業所が増加したことに伴い、利用量の増加しています。

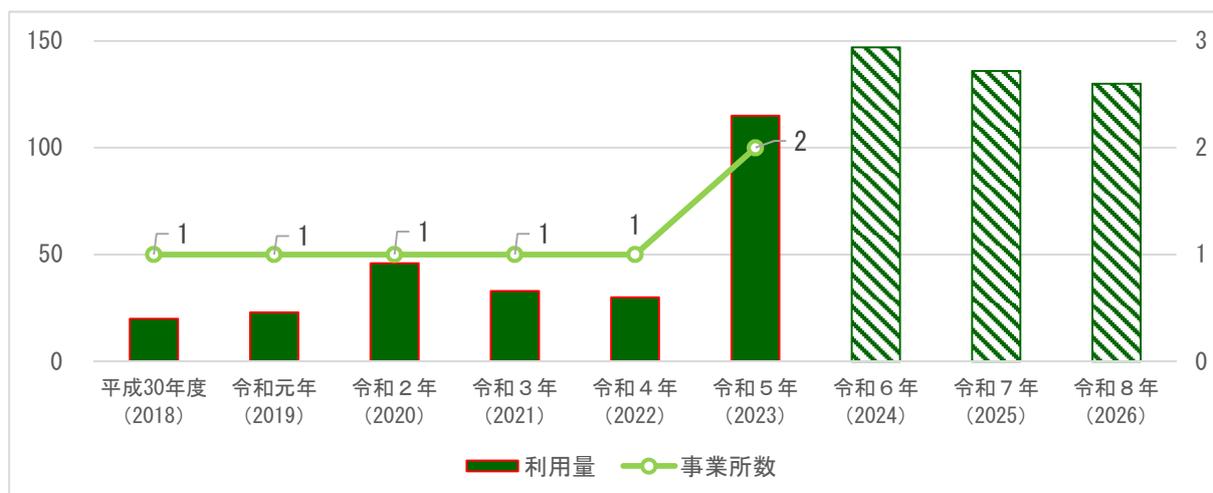
しかしながら、県央地区における自立訓練（生活訓練）事業所は複数あるものの、隣接する自治体では自立訓練（生活訓練）事業所がなく、通所の利便性やサービスの選択の拡大等を考慮すると、地区内における更なるサービス提供事業所の拡大が必要と考えます。

利用実績に対する自立訓練（生活訓練）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の自立訓練（生活訓練）事業所数と市援護者の利用量



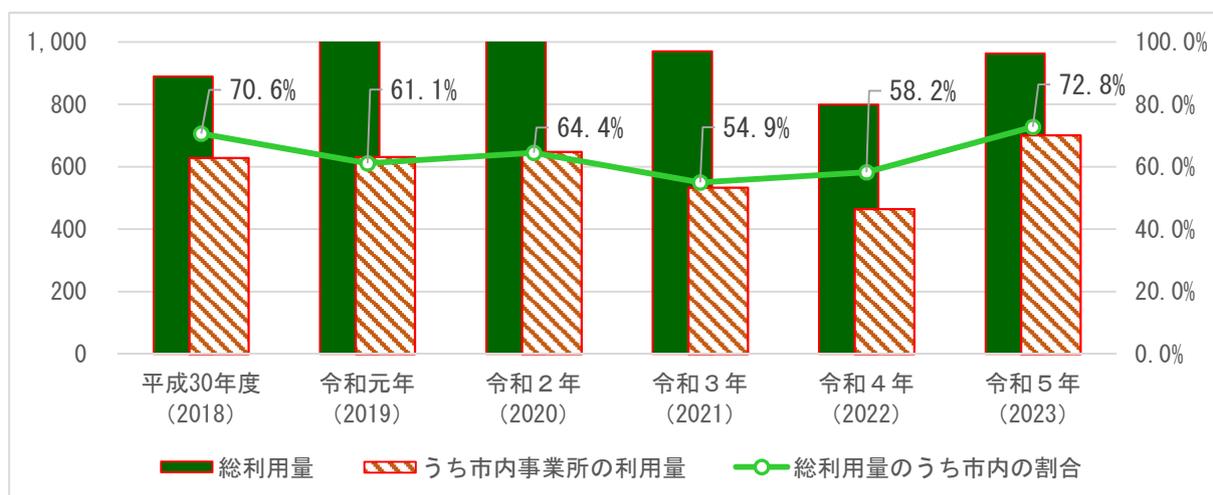
※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労移行支援

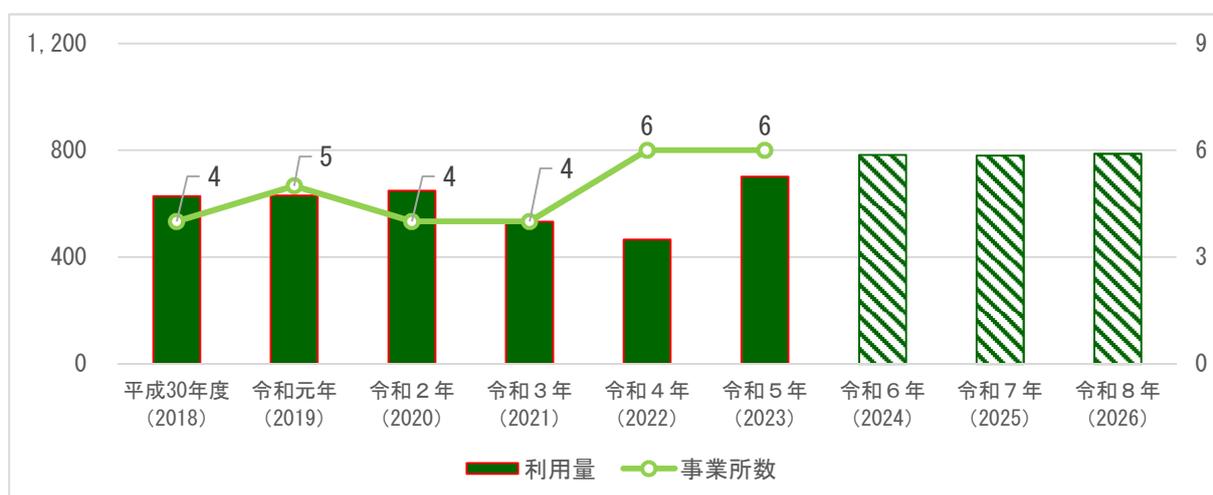
令和2（2022）年度以降、各利用量が減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まり、就職活動等の再開や、事業所の増加に伴い、利用量の増加、総利用量の70%以上が市内の事業所となっています。

利用実績に対する就労移行支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労移行支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

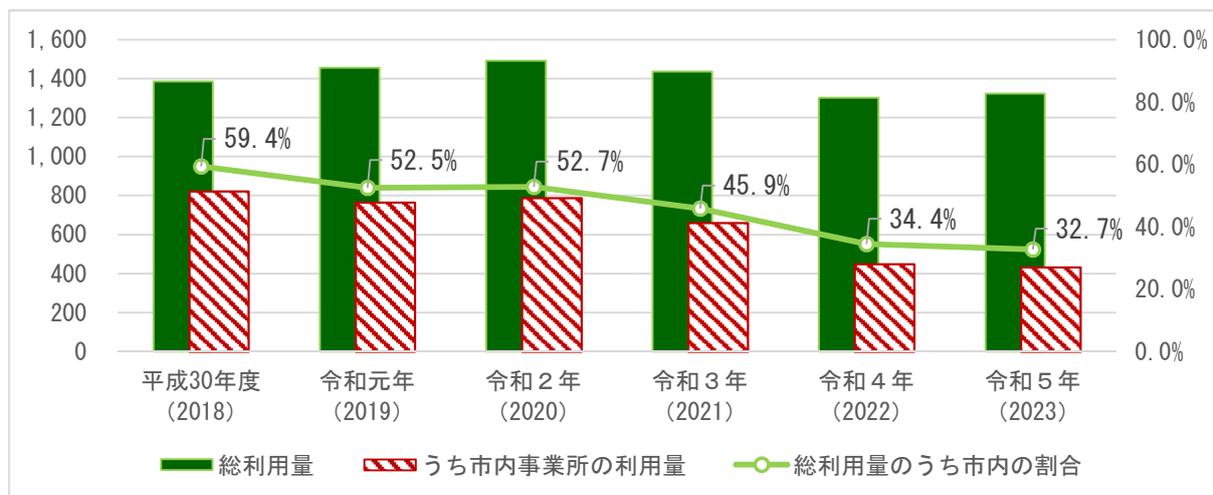
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労継続支援A型

平成30（2018）年度には5事業所ありましたが。令和5年度には1事業所となりました。これに伴い、市援護者の市内事業所の利用量は令和5（2023）年度には平成30（2018）年度の約半分まで減少しています。

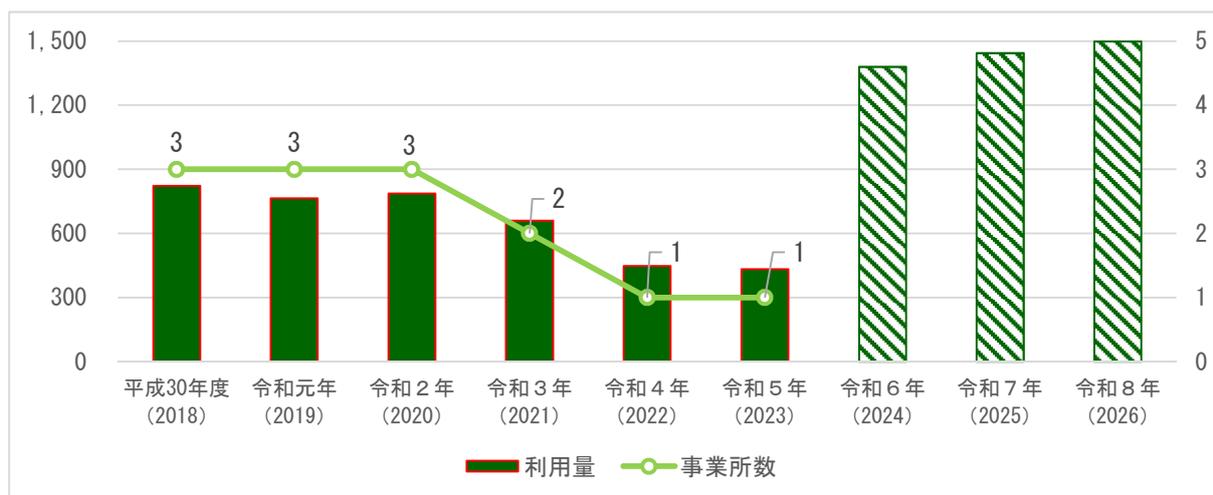
総利用量は平成30（2018）年度程度まで回復していないことから、住み慣れた地域で働くという潜在的な需要があると考えるとともに、サービスの選択肢の拡大からもサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する就労継続支援A型事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労継続支援A型事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

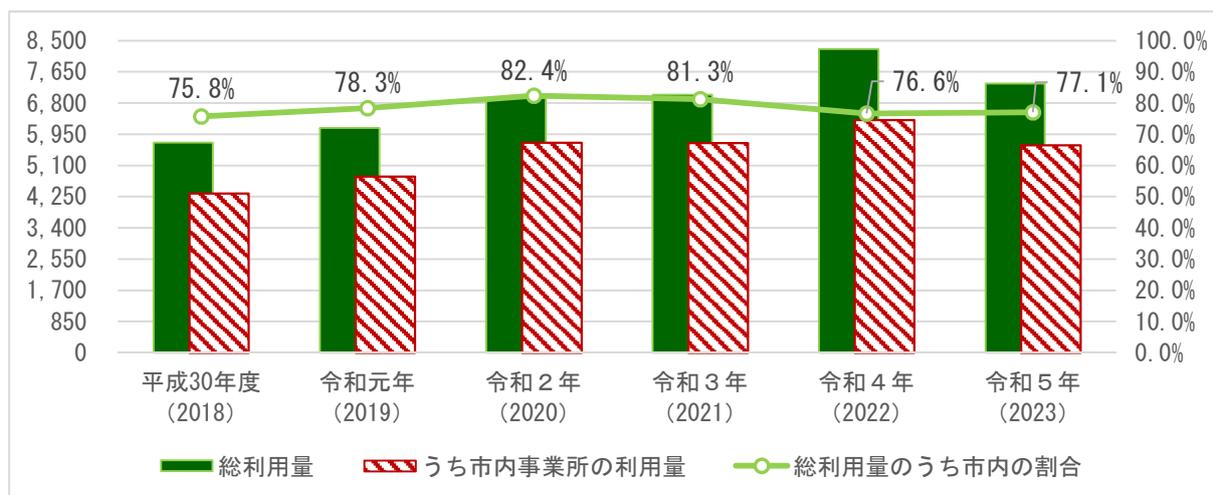
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労継続支援B型

平成31(2019)年度から令和4(2022)年度間で、総利用量が増加している中、総利用量の75%以上が市内就労継続支援B型事業所と安定して提供されています。

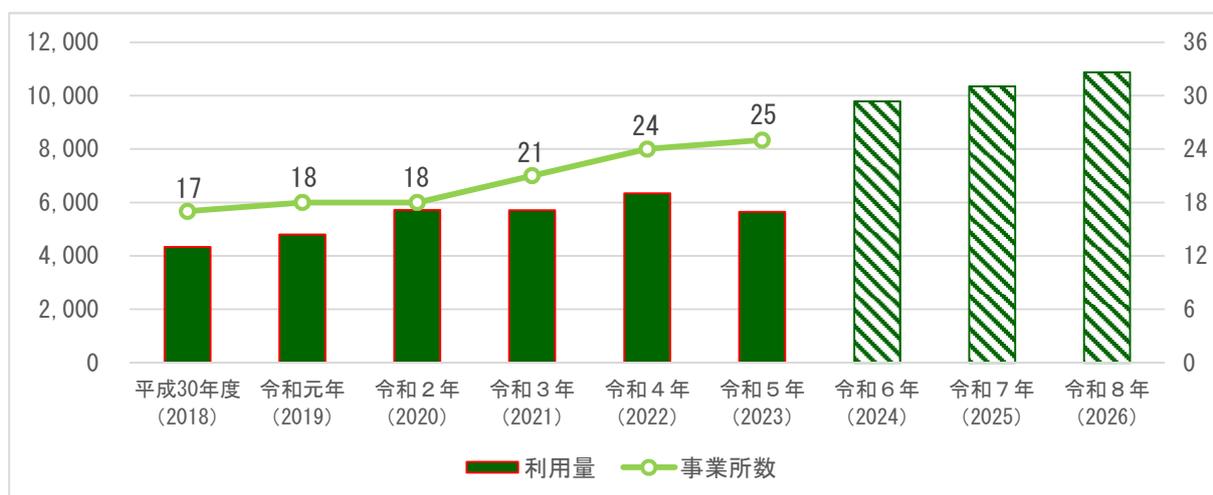
また、近年では、動画作成やWEBデザイン等のクリエイティブな作業を提供する事業所が増えており、利用者の選択肢の幅も広がっています。

利用実績に対する就労継続支援B型事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績(令和5(2023)年度は8月提供分の実績)

市内の就労継続支援B型事業所と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績(令和5(2023)年度は8月提供分の実績)

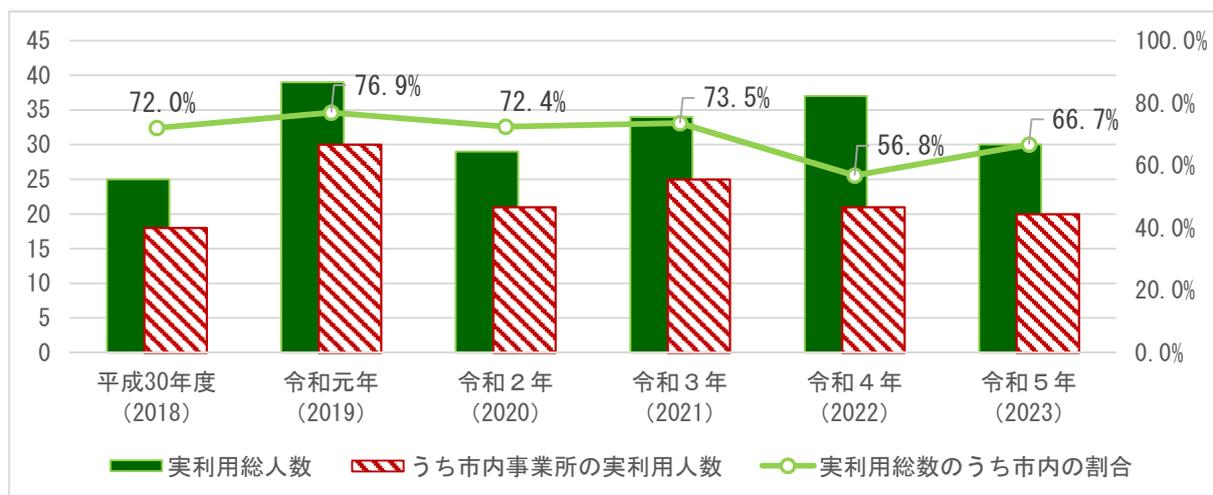
※ 利用量における令和6(2024)年度以降の斜線部分は総利用量の推計値(見込量)

○ 就労定着支援

平成30（2018）年度から令和3（2021）年度においては、総利用量の70%以上が市内就労定着支援事業所と安定して提供されていました。

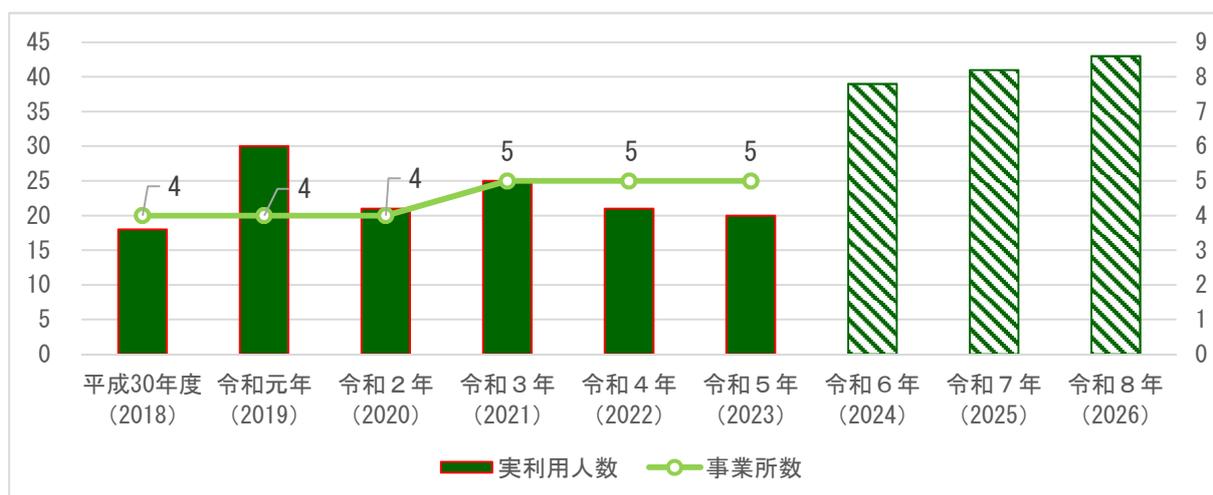
利用量に波のあるサービスですが、障害者雇用促進法の改正等により、障がい者の更なる雇用が生まれることにより、利用者数が伸びることが見込まれます。今後の動向次第では市内事業所数が不足することも想定されます。

利用実績に対する市内就労定着支援事業所における実利用人数の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労定着支援事業所数と市援護者の実利用人数



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

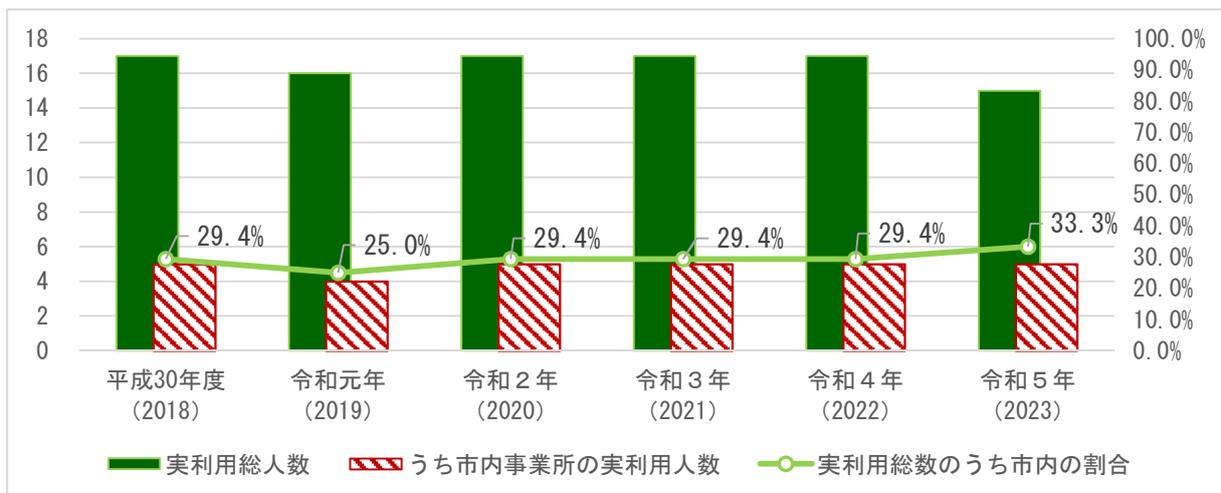
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 療養介護

各年度において、県央地区に1事業所のみであることから、総利用量の70%程度を市外の療養介護事業所が提供しています。

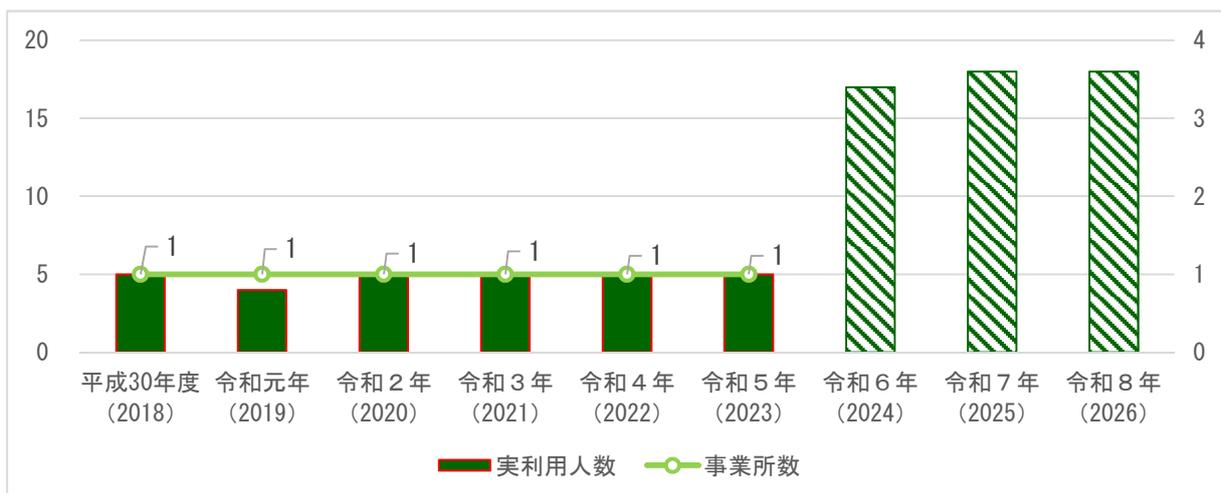
また、「厚木市障害福祉サービス提供実態調査（令和5（2023）年3月）」（以下、「提供実態調査」という。）において、受入状況を「受入不可能」としていることから、入所可能な療養介護事業所の開拓が必須です。

利用実績に対する市内療養介護事業所における実利用人数の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の療養介護事業所数と市援護者の実利用人数



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 短期入所（福祉型）

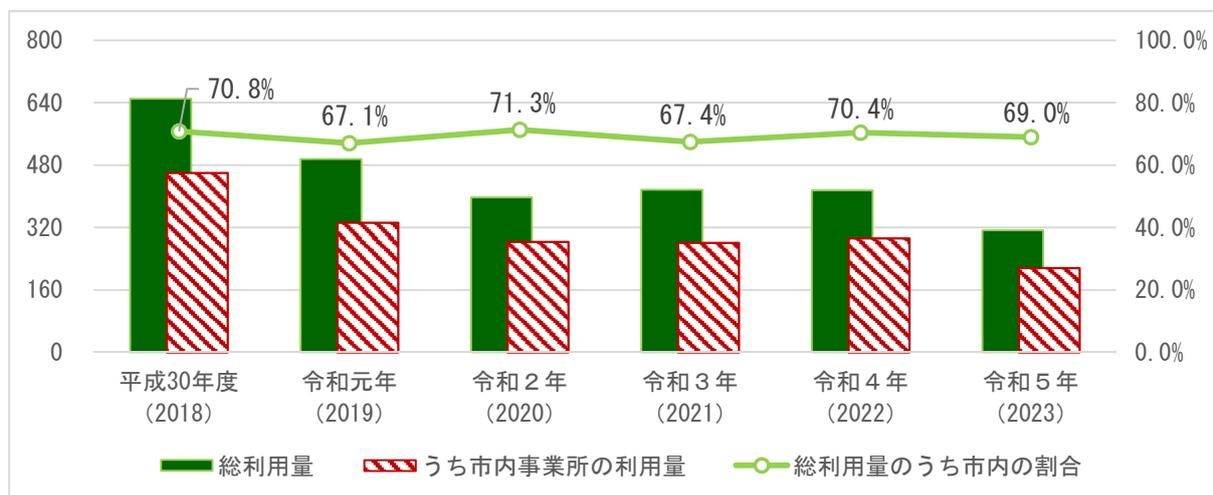
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止の観点から、受け入れ制限の影響を大きく受け、平成30（2018）年度以降は総利用量は減少し、現在も停滞している状況です。

事業所数は増加していますが、日中サービス支援型共同生活援助の増加に伴うもので、市内の短期入所床数が大きく増加するものではありません。

利用実態調査では、不足していると感じるサービスとして、短期入所をあげる回答者が最も多い状況です。

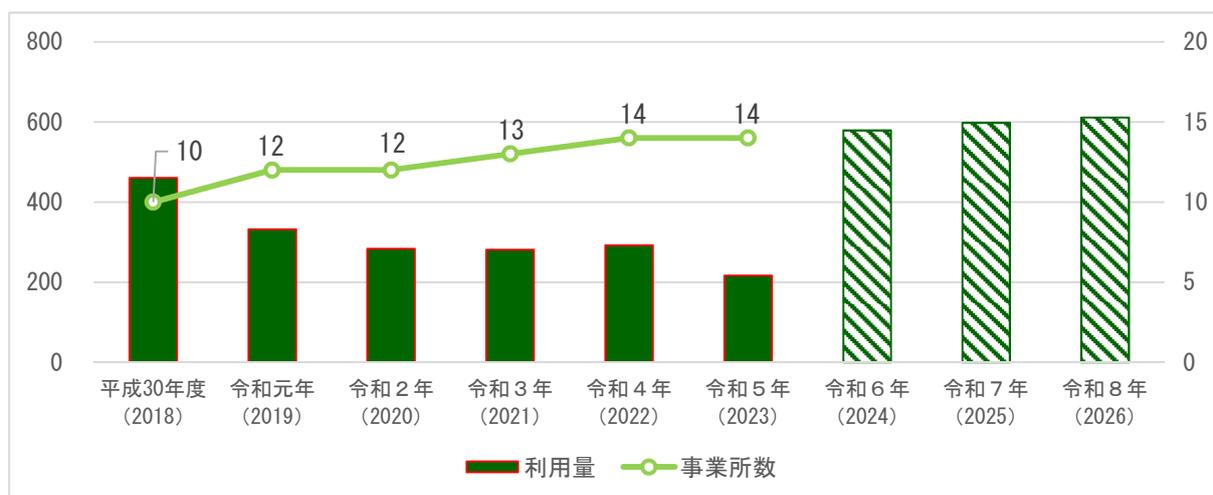
今後は、平成30（2018）年度程度の水準を目指すとともに、介助者のレスパイトや緊急時の受入れ等、短期入所の提供体制の確保が求められます。

利用実績に対する市内短期入所（福祉型）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の短期入所（福祉型）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

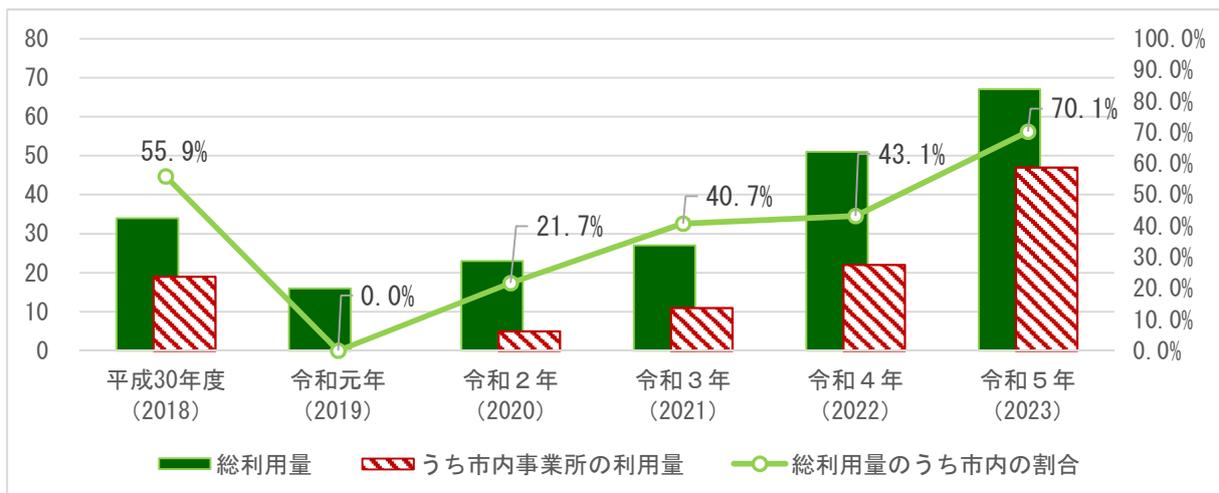
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 短期入所（医療型）

短期入所（福祉型）とは異なり令和元（2019）年度から各利用料は増加傾向にあります。

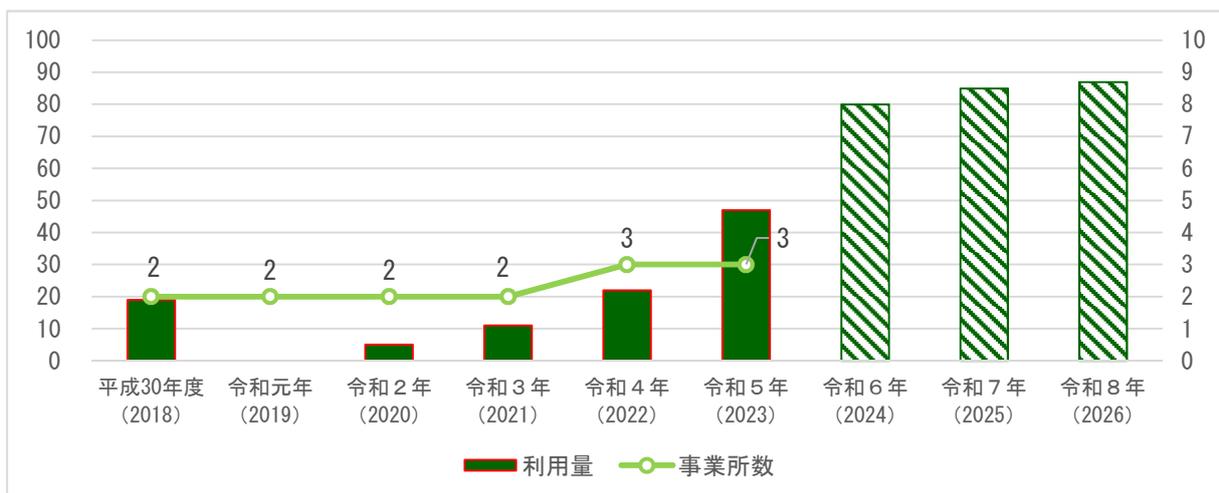
令和5（2023）年度は、総利用量の約70%が市内事業所が提供していますが、令和6（2024）年度以降の推計や医療的ケア児者に対する支援ニーズを考慮すると更なる提供事業所の確保が必要となります。

利用実績に対する市内短期入所（医療型）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の短期入所（医療型）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

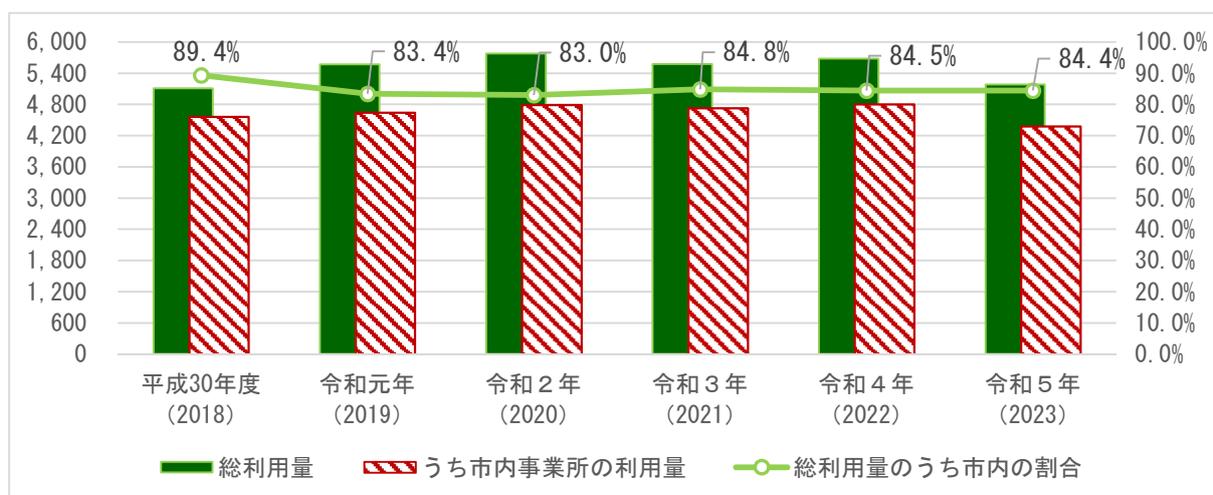
イ 訪問系サービス

○ 居宅介護

各年度、約85%以上と市内の事業所で提供される割合が高くなっています。

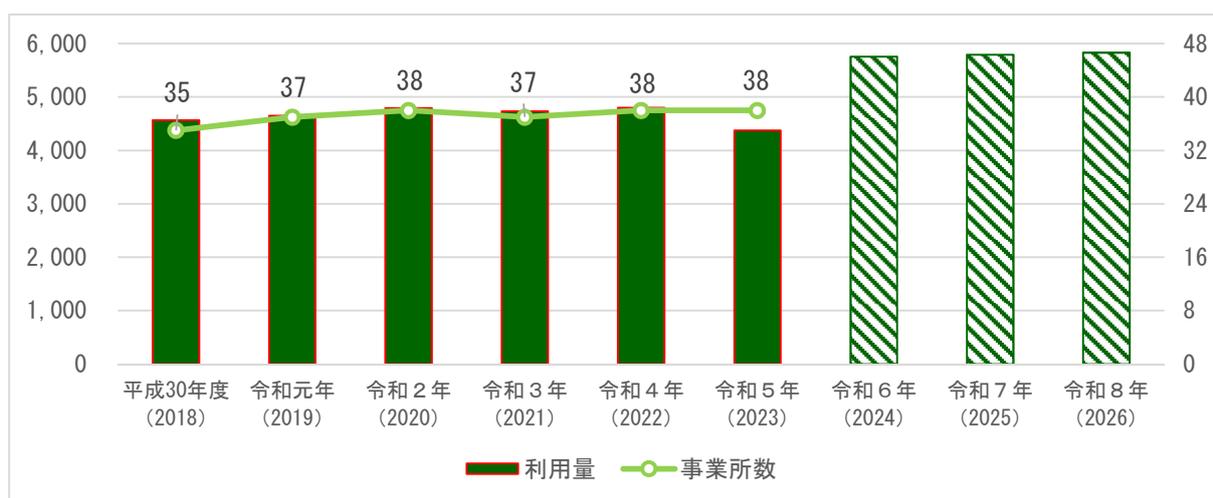
しかし、事業所数は増加しているものの、総利用量の約15%程度の利用量を市外の事業所で賄う必要がある状況であり、住み慣れた地域で安心した生活を送る上で更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内居宅介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の居宅介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 重度訪問介護

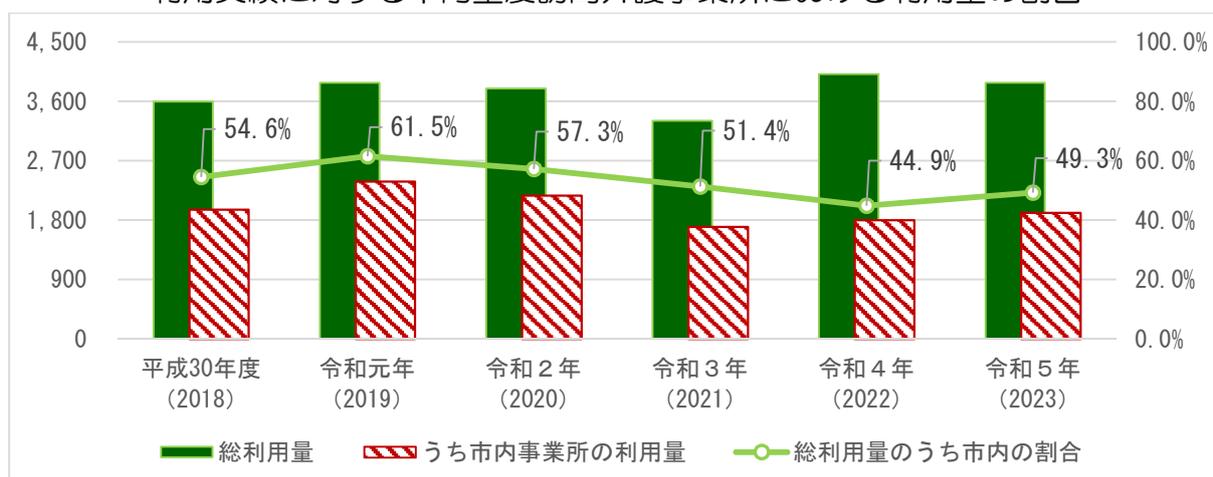
令和4（2022）年度以降、総利用量は高い水準にありますが、総利用量に対する市内事業所の利用量の割合は半分以下と市外の事業所が多くを担っている状況となっています。

また、提供実態調査では、「受入可」と回答している事業所はなく、半分以上の事業所が「受入れ不可」としています。

重度訪問介護事業所は居宅介護事業所との指定を兼ねることがほとんどであり、一度の提供時間が長い傾向にある重度訪問介護の提供は支援員の不足等で市内の事業所のみではサービス提供が極めて困難な状況と考えます。

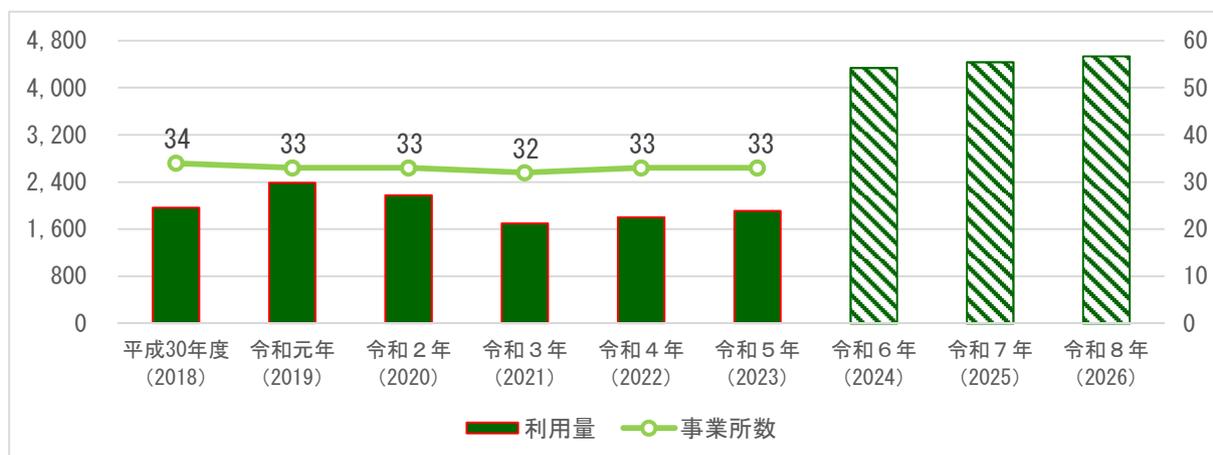
今後、障がいの重度化や施設入所からの地域移行等を考慮するとサービス提供の確保のはもちろんのこと、福祉人材の確保やインフォーマルなサービスの整理によるサービス提供体制の確保が必要となります。

利用実績に対する市内重度訪問介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の重度訪問介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

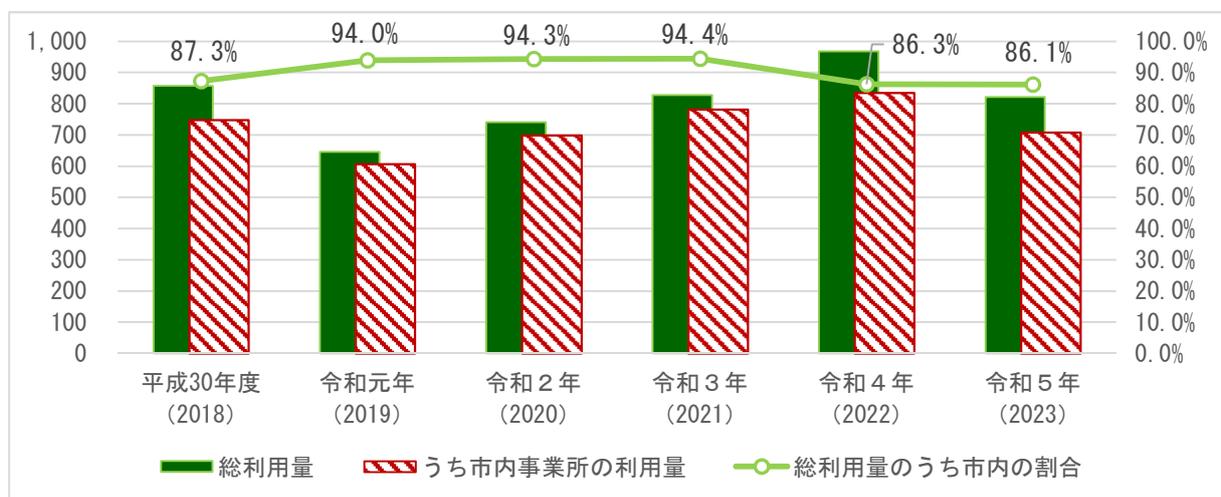
○ 同行援護

各年度、総利用量の約85%以上と市内の事業所で提供される割合が高くなっています。

総利用量や市内事業所の利用量が令和元（2019）年度から回復し、増加傾向にあり、令和4（2022）年度に各利用量が最大となっていますが、市内事業所での利用量の割合が最低となっていることから他市利用者からの需要が多くなっていると考えます。

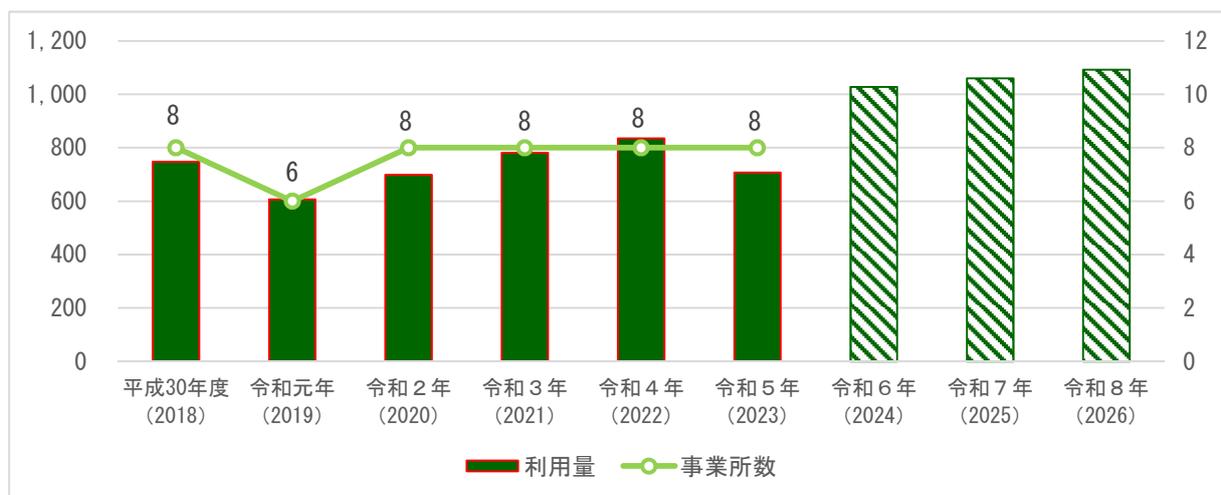
市内利用者の利用量も緩やかに伸びてはいますが、視覚障がい者の社会参加を促進するためにも、更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内同行援護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の同行援護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

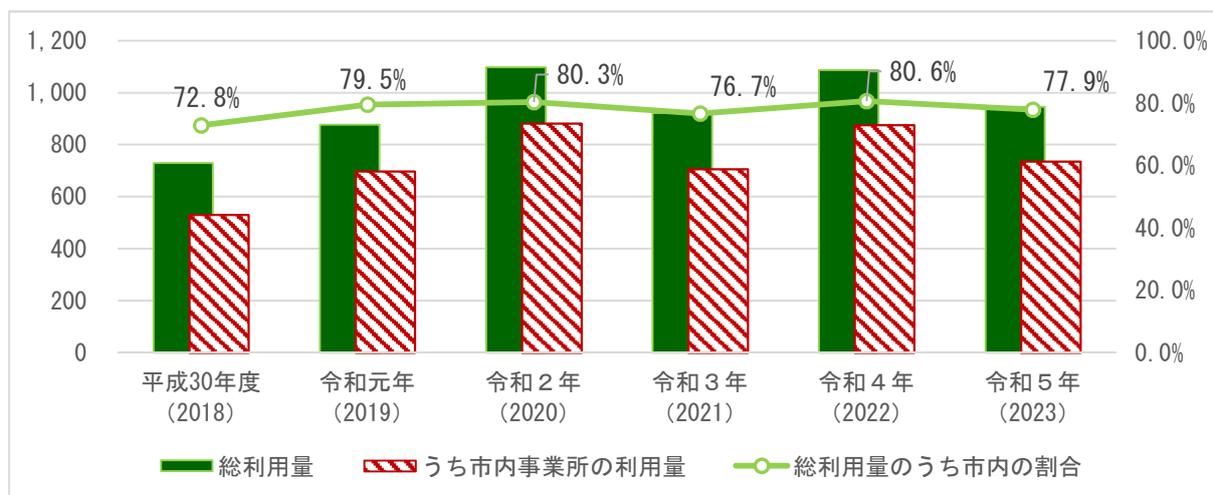
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 行動援護

近年、総利用量や市内事業所の利用量に波がある状況ですが、約20%が市外事業所が担っており、重度訪問介護を除く訪問系サービスの中では高い割合となっています。

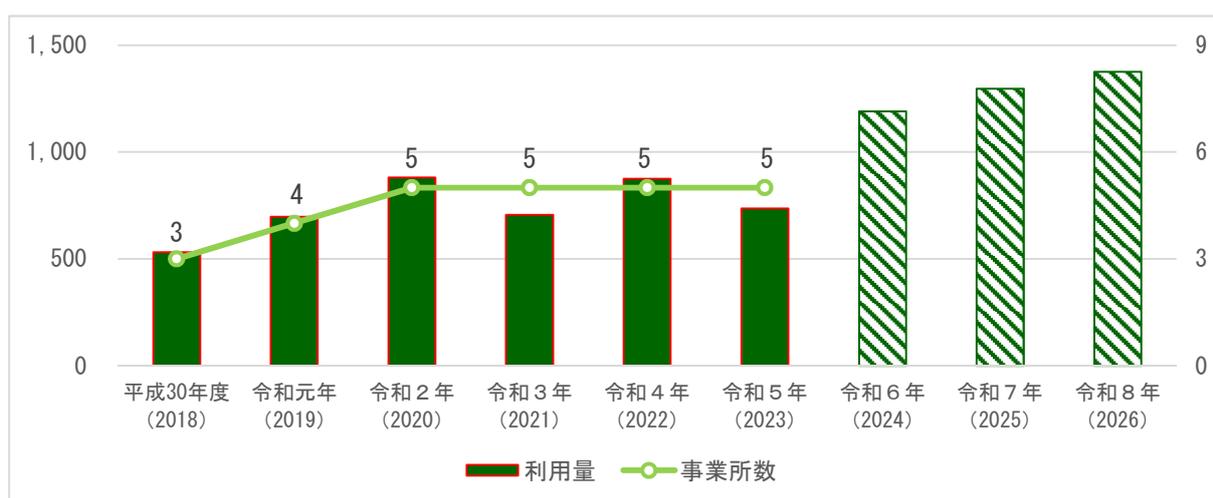
強度行動障がいを抱える障がいの余暇活動や社会参加の促進の促進を図るために更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内行動援護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の行動援護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 重度障害者等包括支援

利用実績はありません。（市内指定事業所なし）

ウ 居住系サービス

○ 共同生活援助

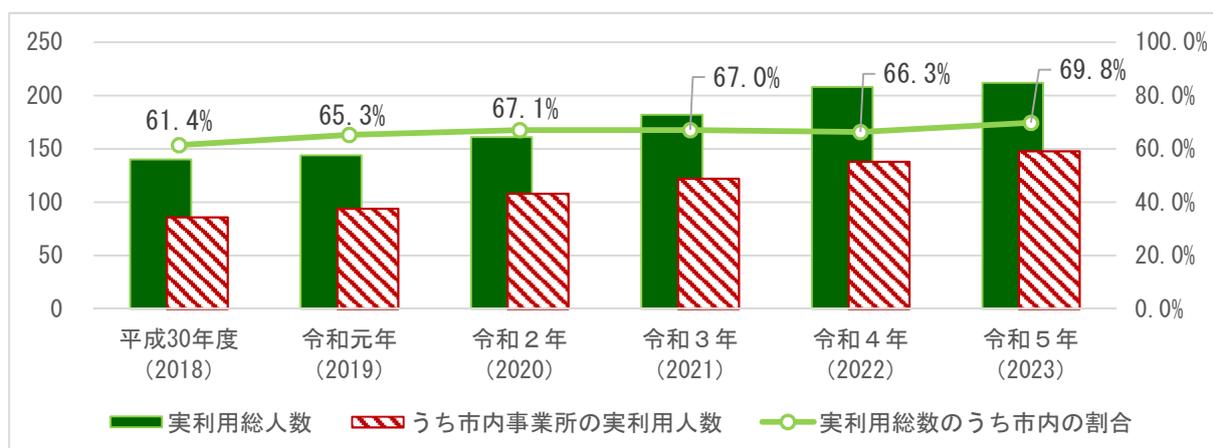
総利用量や市内事業所の利用量が増加傾向にあり、各年度60%台で推移しています。また、約30%の利用者が市外での生活を選択しています。

近年、グループホームの設置数が増加傾向にありますが、多くは軽度知的障がい者や精神障がい者を対象としており、空床がある事業所もある状況です。

また、身体障がい者、重度の障がい者や施設入所からの移行者の受入れ先の調整が困難な状況であり、地域の受入れ先は不足している状況となっていることから、日中サービス支援型共同生活援助を中心としたサービスの提供が可能な事業所の促進が必要となります。

なお、グループホームが増加する一方で、支援の質の課題があげられます。グループホームの職員の多くは非常勤職員で占めており、一部基準は設けられていますが、専門的資格の担保が不足していることから、利用者の生活の質の向上のためにも、支援の質の確保が重要と考えます。

利用実績に対する市内共同生活援助事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の共同生活援助事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

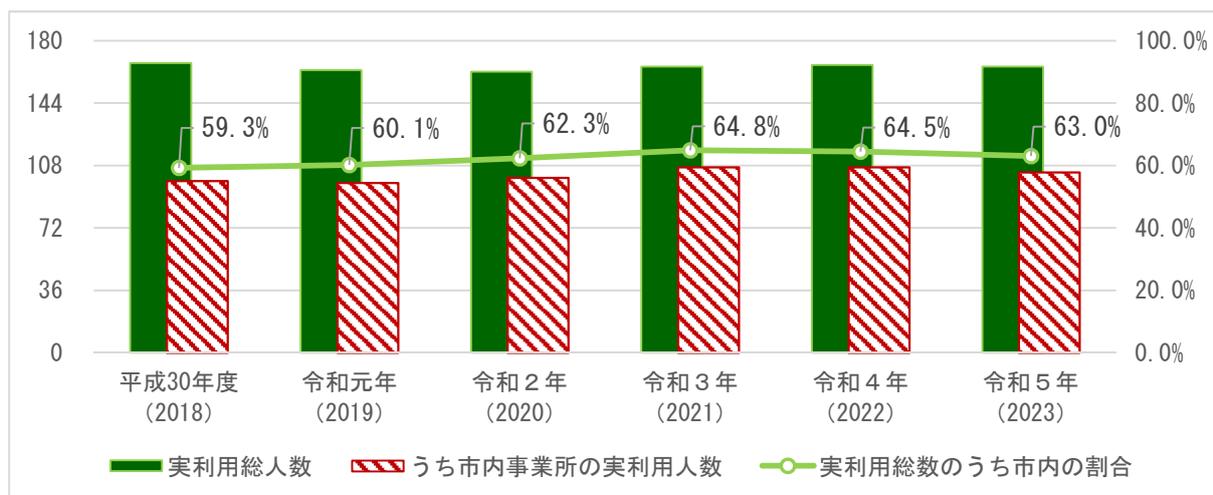
※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 施設入所支援

市内に障害者支援施設が比較的多くあることから、総利用量約 60%の利用者が市内の施設に入所している状況です。

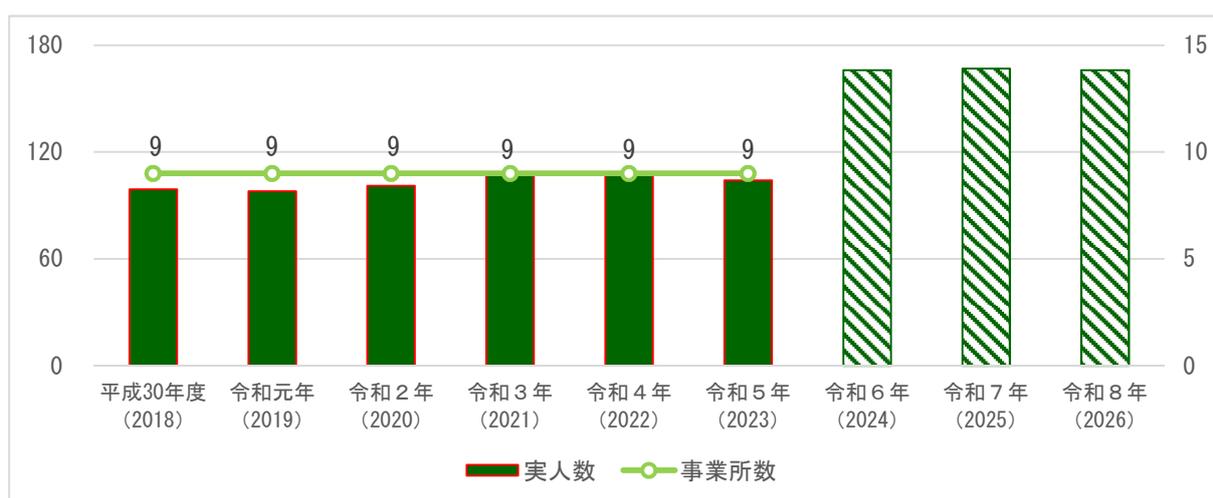
今後は利用者が望む生活を目指し、本人を中心とした支援の展開を促すとともに、その中で地域生活を希望する利用者に対して体験等を通じた可能性を見出す事が重要と考えます。

利用実績に対する市内施設入所支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の施設入所支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

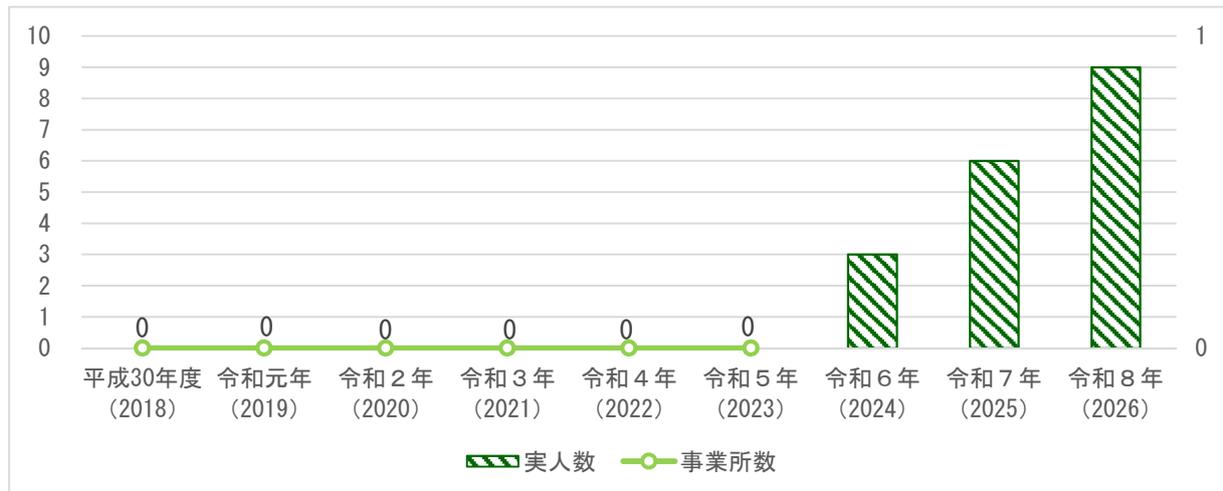
※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 自立生活援助

市内に事業者はなく、利用実績はありません。

施設入所や精神科病院等の長期入院からの地域移行者が安心した地域生活を送る上で必要なサービスであることから、サービス提供事業所の開拓が必要と考えます。

市内の自立生活援助事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は年間の総利用量の推計値（見込量）

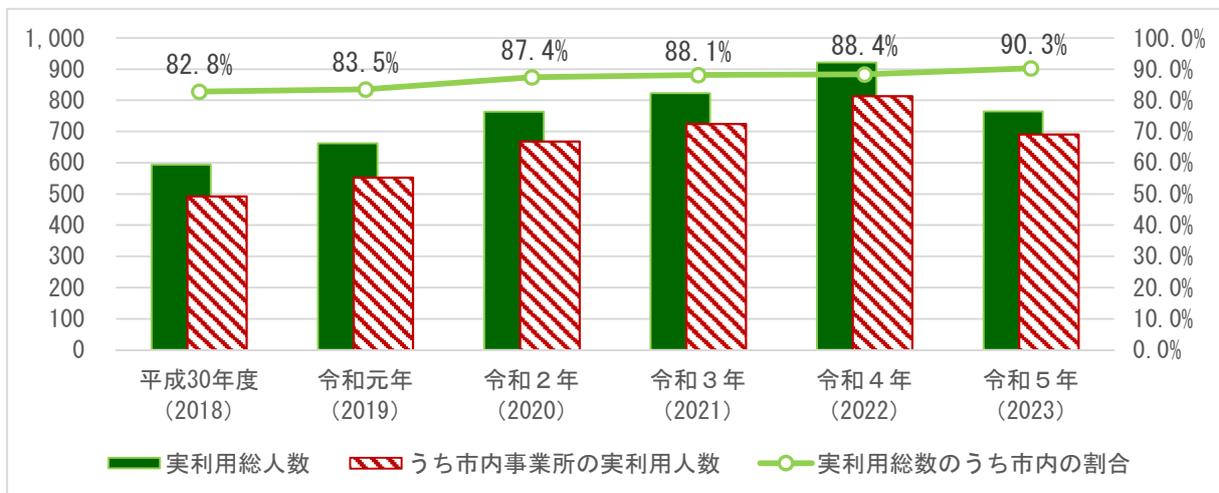
エ 相談支援サービス

○ 計画相談支援

障がい者相談支援センターの人員等の拡充や指定相談支援事業所の資質向上により、実人数の増加及び市内事業所の利用割合も増加しています。

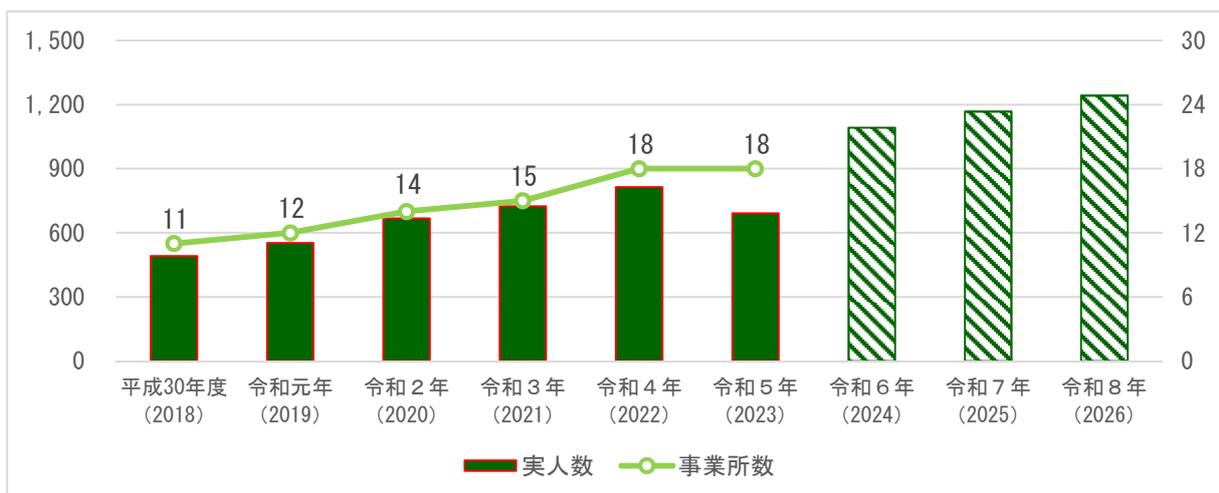
しかしながら、増加傾向にある市内事業所の実利用人数や計画相談支援の利用促進を図るためにも、事業所数の増進だけでなく相談支援専門員の更なる確保が必要です。

利用実績に対する市内相談支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

市内の相談支援事業所数と市援護者の利用量



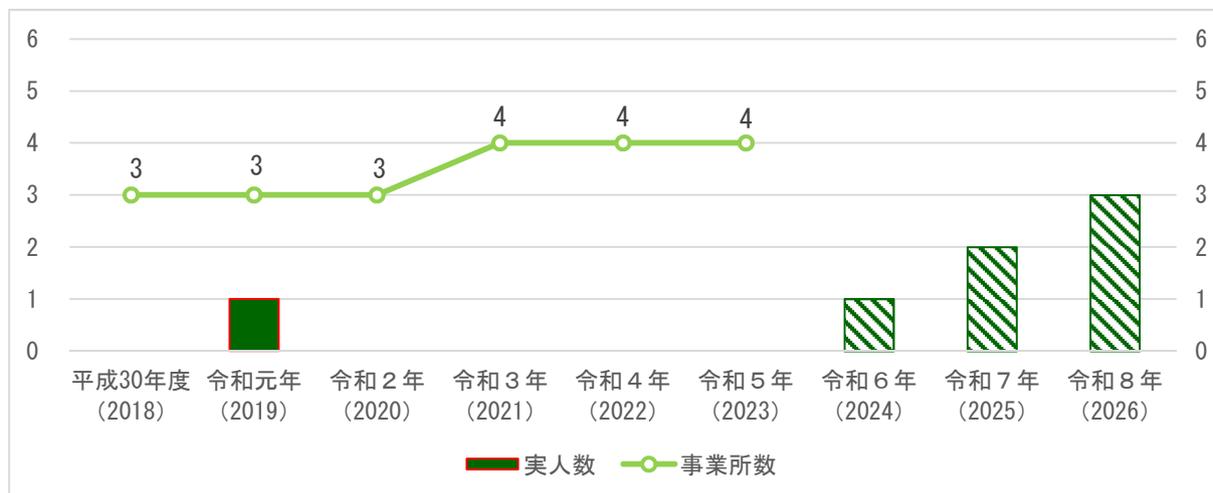
※ 実人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

○ 地域移行支援

施設入所や精神科病院等からの地域移行を促進するためにも重要なサービスであることから、市内事業所の利用促進を図ります。

市内の地域移行支援事業所数と市援護者の利用量



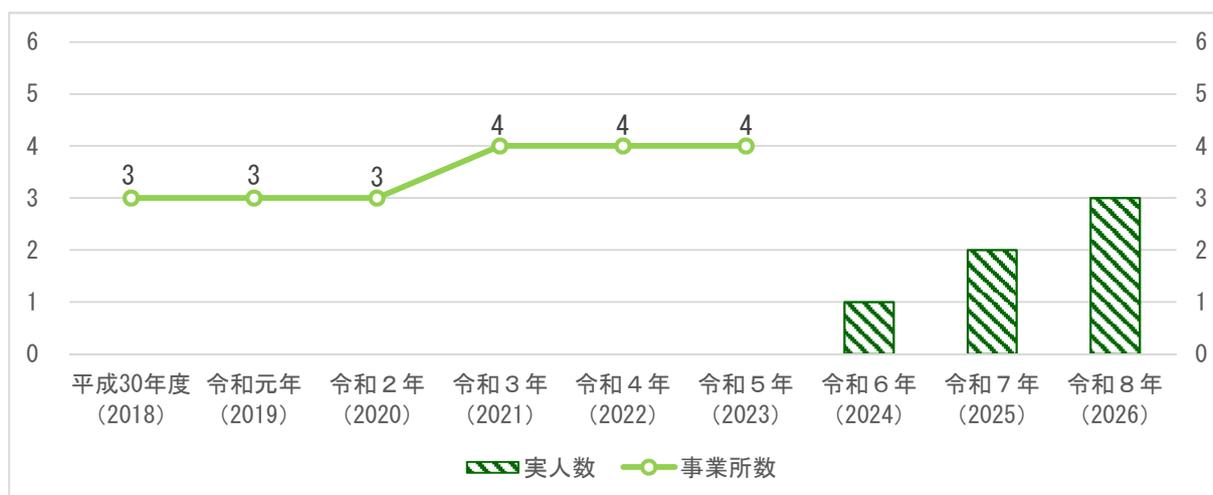
※ 実人数の数値は、各年度年間の実績

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

○ 地域定着支援

単身で地域で生活する重度の障がい者等に対し、緊急時に対する体制拡充を目的として、市内事業所の利用促進を図ります。

市内の地域定着支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

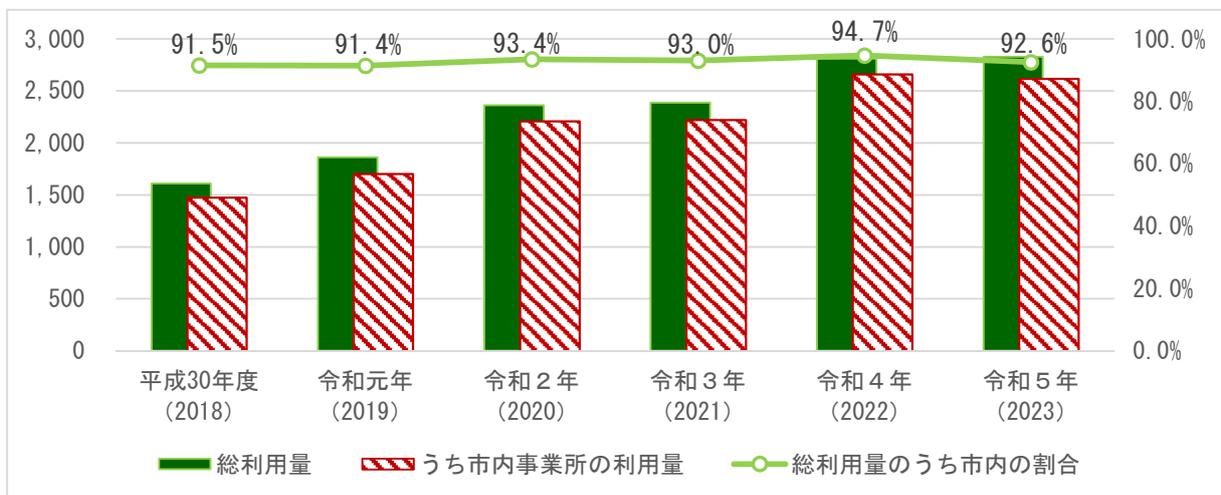
オ 障害児通所支援

○ 児童発達支援

令和5（2023）年の事業所数が平成30（2018）年から約2倍に増加している状況からも、平成30（2018）年から令和4（2022）年において、総利用量及び市内事業所の利用量共に増加し、各年度で90%以上が市内の事業所が占めている状況です。

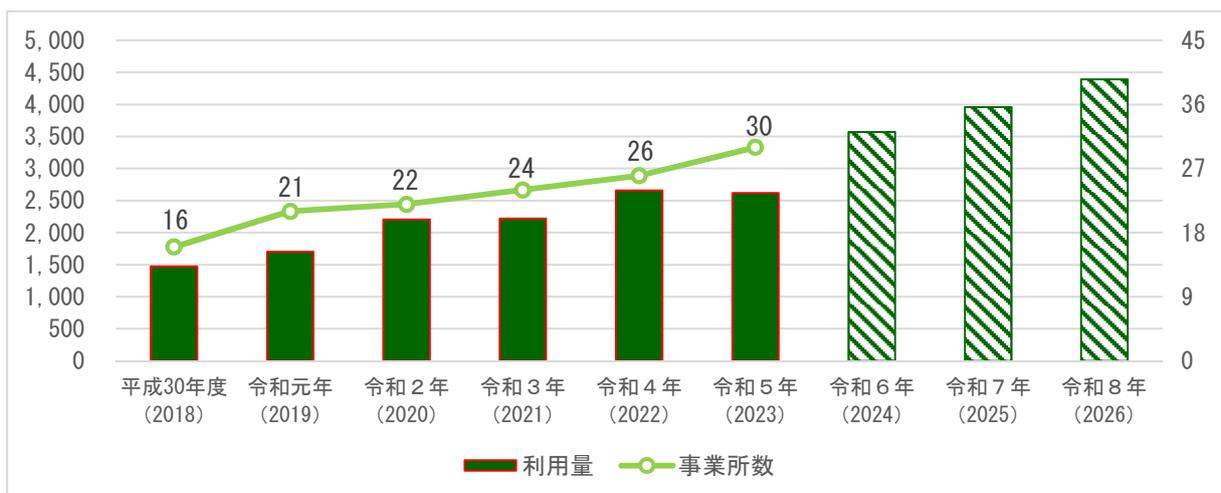
しかし、増加傾向にある障がい児の状況や令和8（2026）年度の見込量を考慮すると、今後の動向の注視が必要です。

利用実績に対する市内児童発達支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の児童発達支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

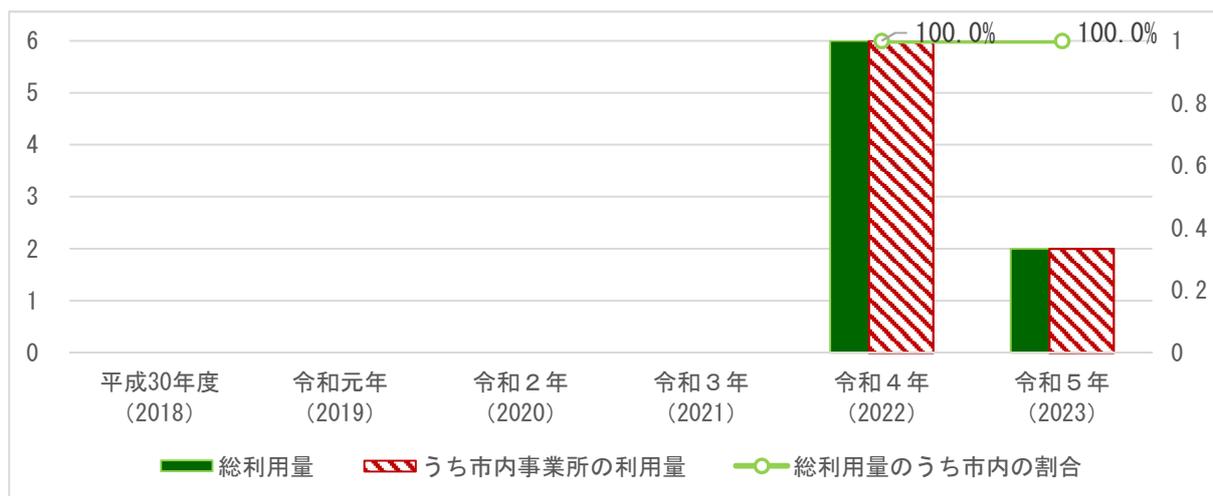
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 居宅訪問型児童発達支援

令和3（2021）年度に初めて市内に事業所が開設され、令和4（2022）年度以降、利用を開始している児童がいます。

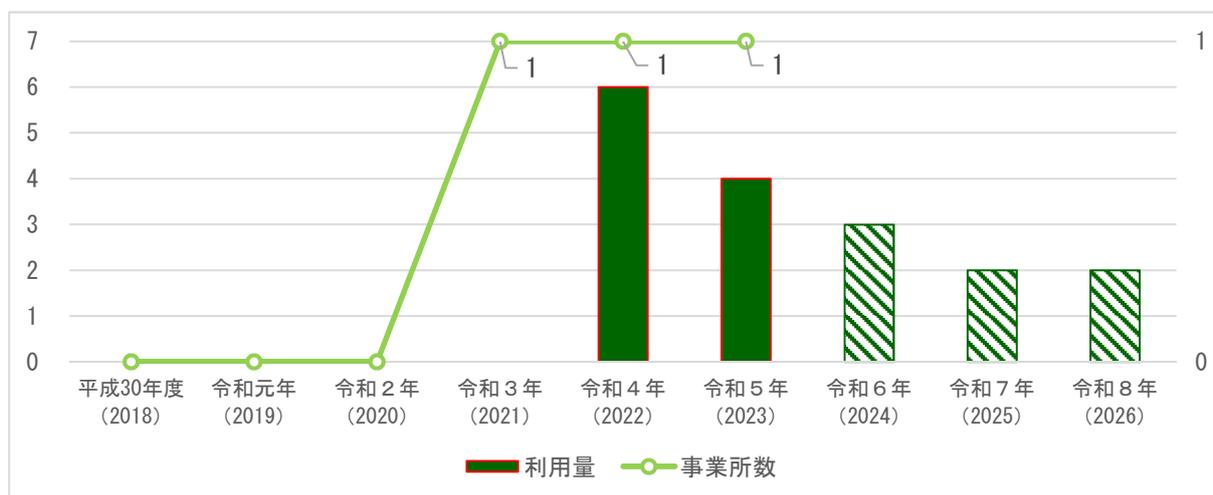
集団生活が著しく困難である障がい児や医療を要する状態にある児童等、利用できる児童が限られていることから、急な利用量の増加は見込まれません。

利用実績に対する市内居宅訪問型児童発達支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の居宅訪問型児童発達支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 医療型児童発達支援

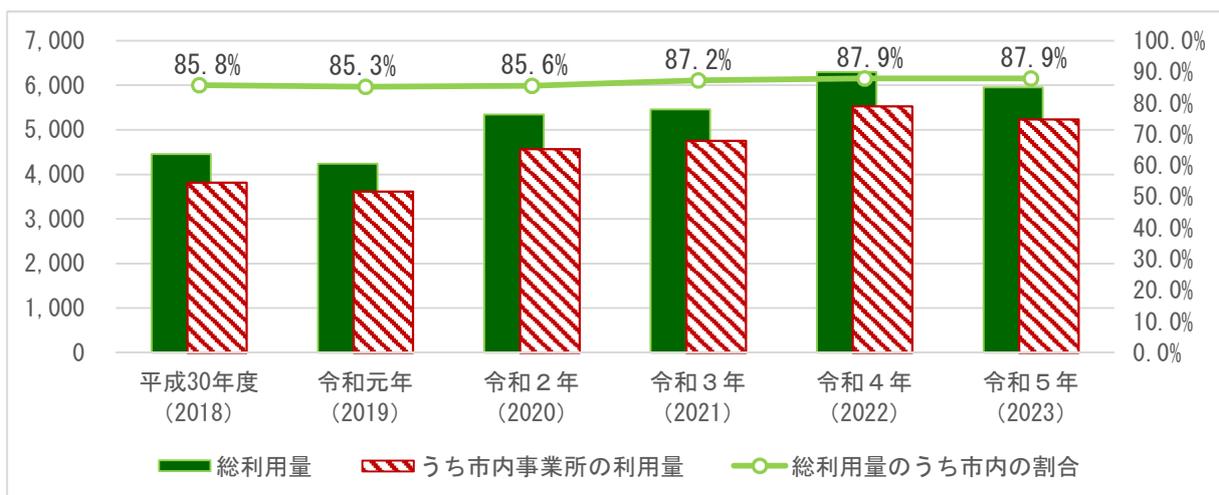
利用実績はありません。（市内指定事業所なし）

○ 放課後等デイサービス

毎年新たに開設事業所する事業所があり、令和2（2020）年度以降、総利用量及び市内事業所の利用量共に大きく増加し、各年度で85%以上で市内の事業所が占めている状況です。

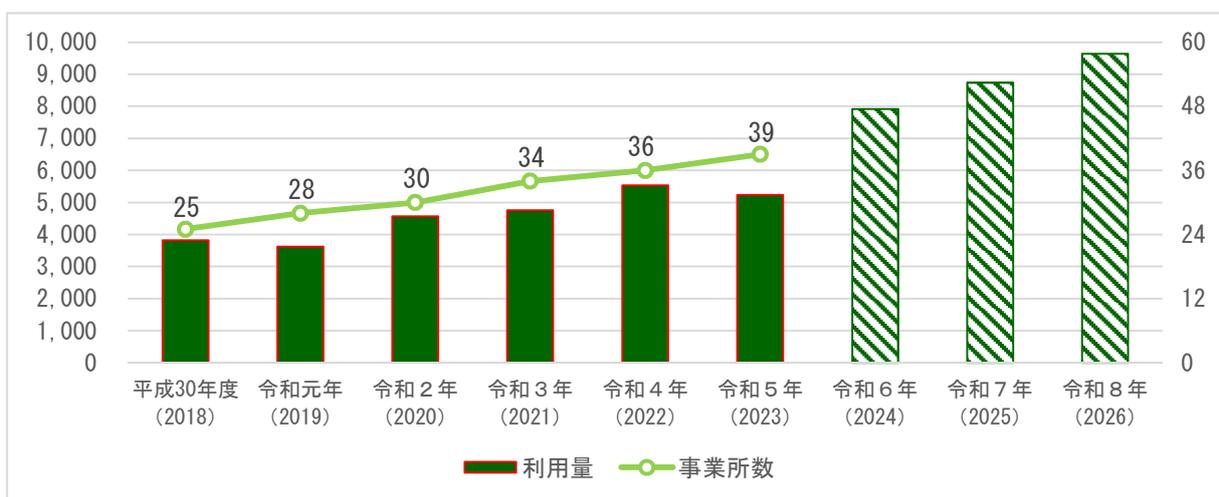
しかし、増加傾向にある障がい児の状況や令和6（2024）年度以降の見込量を考慮すると、今後の動向の注視が必要です。

利用実績に対する市内放課後等デイサービス事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の放課後等デイサービス事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

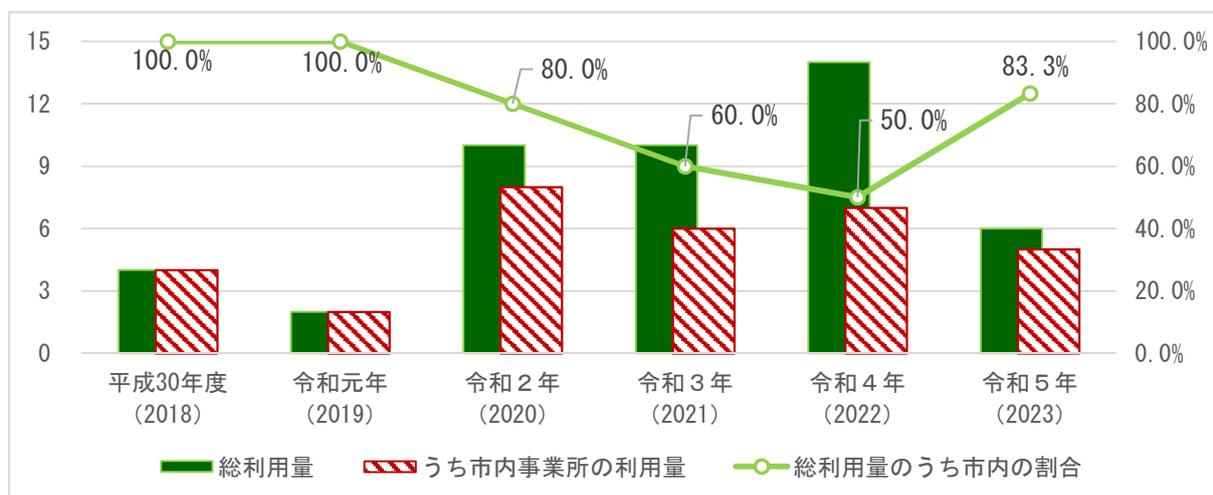
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 保育所等訪問支援

数値は3月提供分となることから、学校が長期休暇に入る影響もあることから、各年度の利用量が伸びません。

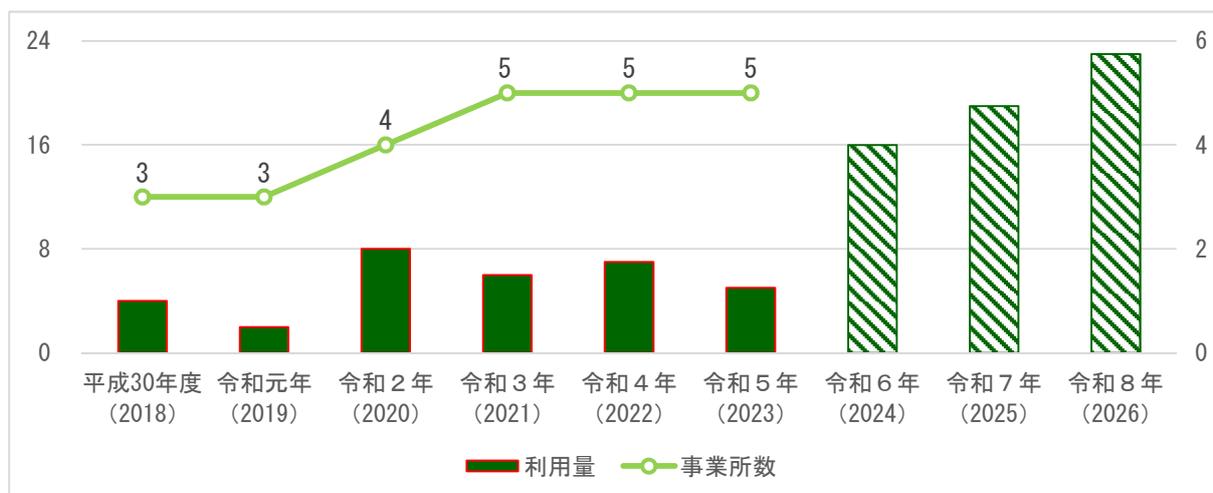
しかし、年間の総利用量でみると、令和2（2020）年度は101日、令和3（2021）年度は209日、令和4（2022）年度は216日と右肩上がりに増加しており、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけ2倍以上増加しています。今後、幼少期からのインクルーシブを推進するためにも、サービスの利用を促進するとともに、ニーズに応じて事業所の開設の促進が必要と考えます。

利用実績に対する市内保育所等訪問支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の保育所等訪問支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

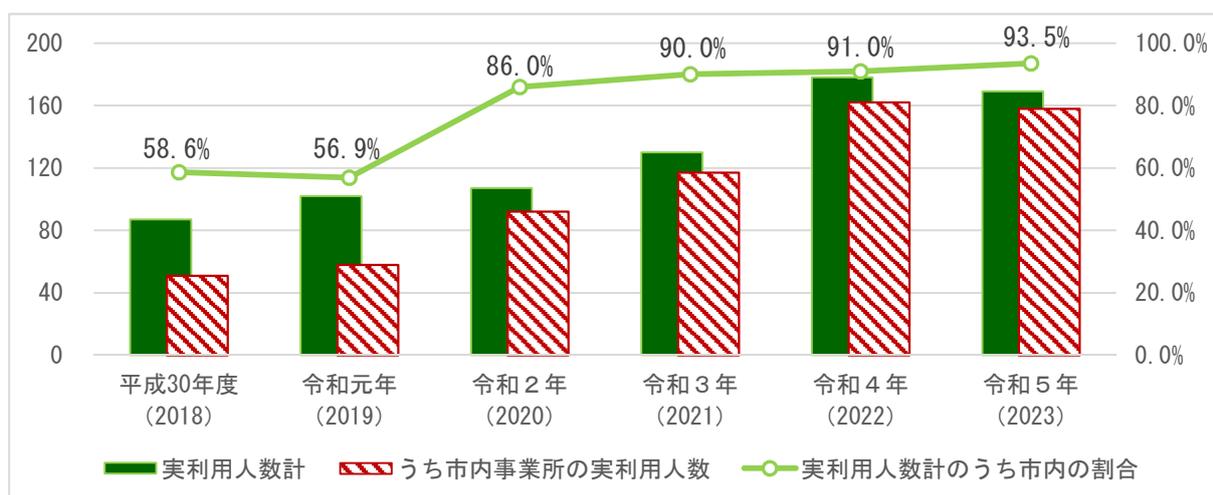
○ 障害児相談支援

障がい者相談支援センターの充実等の影響もあり、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、実利用人数計は2倍以上、うち市内事業所の実利用人数は3倍以上増加しています。

しかし、指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合は、令和4(2022)年度は17.6%と低く、今後、第3者の視点からの本人に対する療育の評価等、児童本人の将来を見据えた支援を実施するためにも指定障害児相談支援の促進が必要と考えます。

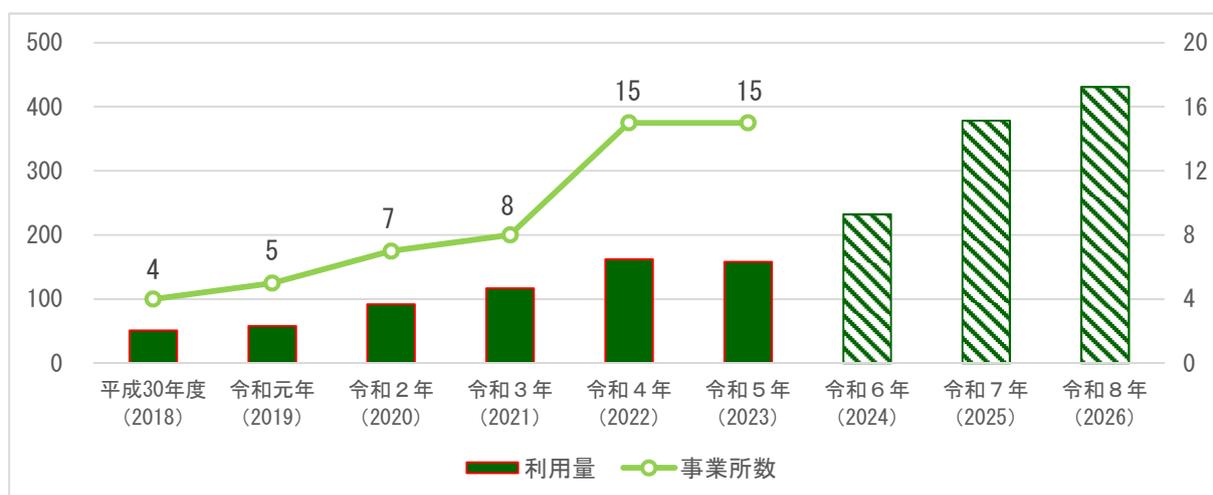
そのために、障がい児が増加傾向にある現在、より多くの児童にサービスの提供ができるよう、事業所の更なる開設促進や相談支援専門員の確保が必要となります。

利用実績に対する市内障害児相談支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

市内の障害児相談支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

6 専門的支援を要する障がいに関する状況

(1) 強度行動障がいに関する状況

強度行動障がいとは、自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

自傷・他害等これらの行為は、本人が困っていたり、何かを主張したりするサインであり、周りの人たちが障がい者の特性や周囲の環境等を把握・整理することで、行動の原因を探っていくことが重要となります。

しかしながら、強度行動障がいを有する者の多くは特別に配慮された支援が必要な状態であり、障害福祉サービス等の各種制度が生活の大きな支えでもあるため、将来安心した生活を送れるよう支援体制の構築が求められています。

なお、ここでいう強度行動障がい者とは、障害福祉サービスの利用に際し、必要に応じて実施する障害支援区分の調査において、コミュニケーション、大声・奇声を出すや他人を傷つける行為等といった理解や頻度の度合いをスコア化した行動関連項目が10点以上となる者としています。

ア 強度行動障がい者の状況について

統計作成を始めた令和元（2019）年度から令和4（2022）年度について着目すると、強度行動障がい者の人数は毎年度増加しています。

また、行動関連項目点数では、令和2（2020）年度から施設入所者の平均は下降傾向にあり、在宅の者は上昇傾向にあります。加えて、最も人数が多い分布を示す最頻値についても、施設入所者は令和4（2023）年に14点が最も多く、在宅の者は12点が最も多くなっています。

このことから、施設入所者ではわずかではありますが行動面の減少・改善等がみられ、在宅の者では障がいの重度化や訪問系サービスや共同生活援助での生活を送るものが増加していると考えられます。

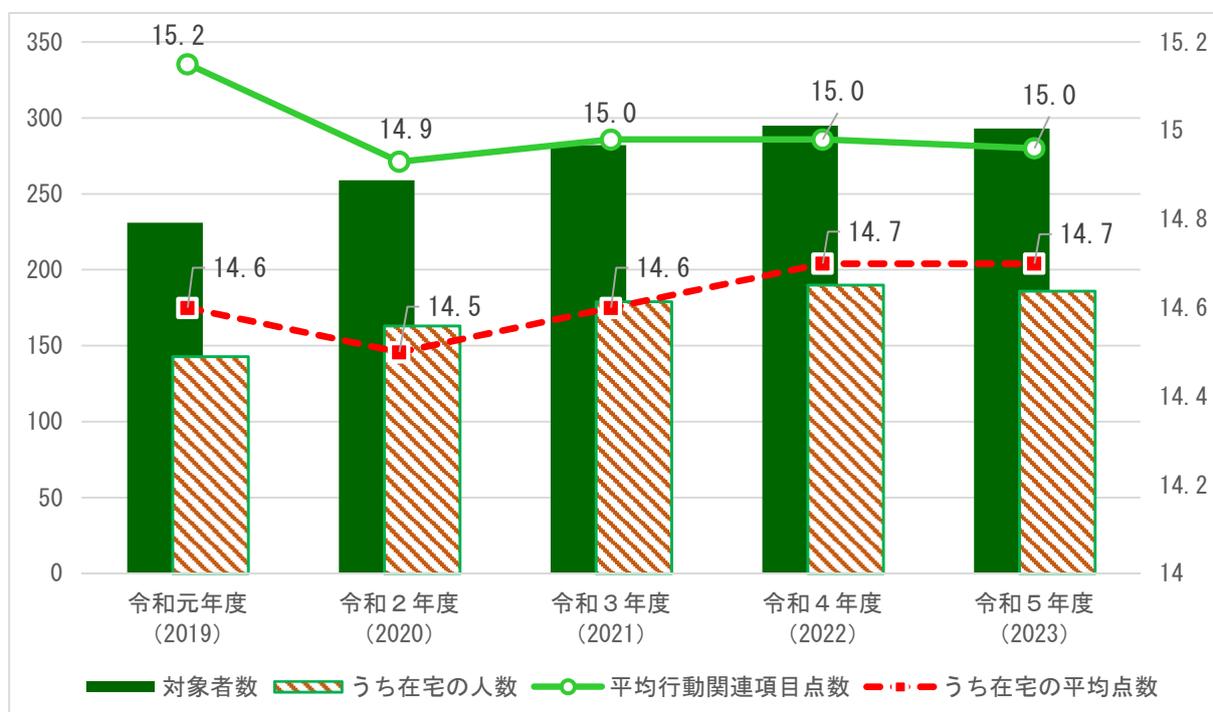
なお、令和5（2023）年度にきましては、8月1日時点の数値であることから、今後の推移を注視する必要があります。

強度行動障がい者の状況

年度	項目 対象者数 (人)	行動関連項目点数 (点)					
		平均値			最頻値		
		全体	施設入所	在宅の者	全体	施設入所	在宅の者
令和元年度 (2019)	231 (143)	15.2	16.1	14.6	10	19	10
令和2年度 (2020)	259 (163)	14.9	15.6	14.5	11	17	11
令和3年度 (2021)	282 (179)	15.0	15.6	14.6	12	17	12
令和4年度 (2022)	295 (190)	15.0	15.5	14.7	12	14	12
令和5年度 (2023)	293 (186)	15.0	15.5	14.7	12	19	10

- ※ 支給決定者のうち、行動関連項目 10 点以上の決定者が対象
- ※ 対象者数における () 内の数字は在宅の者の人数
- ※ 各年度3月末時点(令和5(2023)年度は8月末時点)
- ※ 令和元(2019)年度については、年度途中からの集計

強度行動障がい有する者の人数と行動関連項目点数(平均)の推移



- ※ 各年度3月末時点(令和5(2023)年度は8月末時点)
- ※ 令和元(2019)年度については、年度途中からの集計

イ 強度行動障がい者の支給決定及びサービス利用状況について

支給決定やサービス利用状況からみると、「生活介護」、「就労継続支援B型」、「短期入所」、「行動援護」、「施設入所支援」及び「共同生活援助」において日数や時間数が多く、強度行動障がい者が生活を送る上で重要なサービスとなっています。

しかしながら、1人あたりの月の平均支給量及び利用量等をみると、各サービスの隔たりが大きく前述したすべてのサービスについて更なる事業所の増加が必要と考えられます。

特に、「短期入所」は、緊急時の受入れや日々介助をしている保護者等のレスパイトを目的として重要ではありますが、緊急時の際に事業所が受入れる関係性の構築や本人に適した環境が事業所が提供できるよう体制の整備が必要となります。

また、「共同生活援助」については、施設入所からの地域移行を進めるうえでの居住の場として重要な役割の一部を担っています。親亡き後を見据えた在宅からの意向を含めて、強度行動障がい者に対する支援体制の提供が重要となります。

強度行動障がい者の支給決定状況

サービス種類		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		決定者数	支給量								
日中活動系	生活介護(日)	96	23.2	106	23.2	116	23.2	129	23.2	128	22.8
	就労移行支援(日)	1	23.0	1	23.0	1	23.0	1	23.0	0	0.0
	就労継続支援A型(日)	0	0.0	0	0.0	1	23.0	1	23.0	1	23.0
	就労継続支援B型(日)	39	23.1	46	23.1	50	23.0	53	23.1	52	22.5
	就労定着支援	0	—	0	—	0	—	1	—	1	—
	療養介護	3	—	4	—	2	—	2	—	1	—
	短期入所(日)	114	9.5	123	9.5	137	9.9	138	9.5	137	9.2
訪問系	居宅介護(時間)	25	30.7	22	29.0	29	31.0	30	30.4	28	28.9
	重度訪問介護(時間)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	28.0
	行動援護(時間)	25	34.3	33	46.4	36	42.8	47	38.3	47	38.0
居住系	施設入所支援	88	—	96	—	103	—	105	—	107	—
	共同生活援助	39	—	46	—	51	—	59	—	57	—
計画相談支援		104	—	125	—	138	—	160	—	156	—

※ 決定者数の単位は人

※ サービス種類内()は各サービスの支給量の単位

※ 各年度の支給量は年間の1人あたりの月の平均支給量

※ 令和5(2023)年度は、4月から8月提供までの1人あたりの月の平均支給量

強度行動障がい者のサービス利用状況

サービス種類		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実利用者数	利用量								
日中活動系	生活介護(日)	94	17.1	104	17.4	116	16.5	126	17.1	123	17.2
	就労移行支援 (日)	1	22.0	1	21.8	1	21.8	1	5.0	0	0.0
	就労継続支援 A型(日)	0	0.0	0	0.0	1	20.0	1	18.3	1	19.8
	就労継続支援 B型(日)	38	18.1	44	17.8	49	17.9	52	17.5	49	17.1
	就労定着支援	0	—	0	—	0	—	1	—	1	—
	療養介護	3	—	4	—	2	—	2	—	1	—
	短期入所(日)	63	4.7	45	6.8	43	8.2	52	5.0	47	5.3
訪問系	居宅介護 (時間)	16	24.9	11	26.6	13	27.9	18	24.2	13	25.0
	重度訪問介護 (時間)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	71.8	0	0.0
	行動援護 (時間)	20	25.3	23	42.8	24	33.0	28	29.4	27	30.8
居住系	施設入所支援	88	—	96	—	103	—	105	—	107	—
	共同生活援助	32	—	33	—	36	—	42	—	40	—
計画相談支援		104	—	125	—	138	—	160	—	156	—

※ 利用者数の単位は人

※ サービス種類内()は各サービスの利用量の単位

※ 各年度の利用量は年間の1人あたりの月の平均利用量

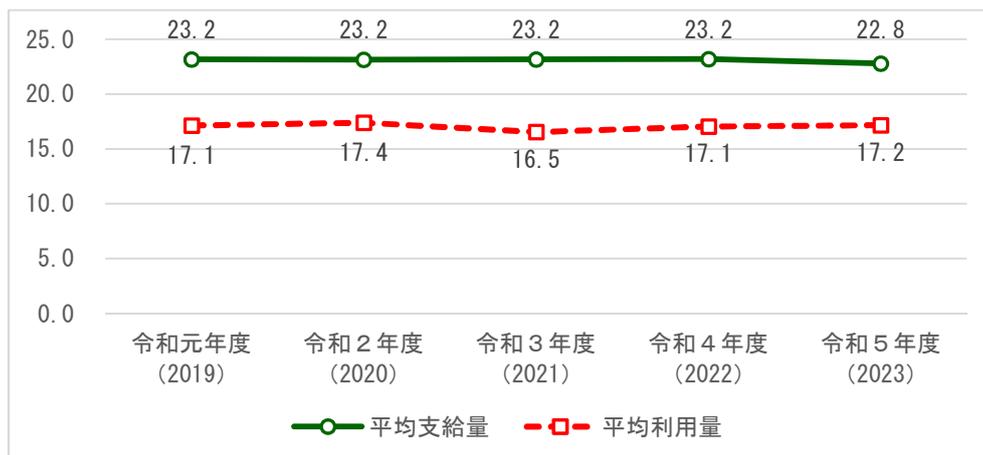
※ 令和5(2023)年度は、4月から8月提供までの1人あたりの月の平均利用量

主なサービスにおける1人あたりの月の平均支給量及び利用量

○ 生活介護

平均支給量は概ね原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）での推移に対して、平均利用量は各年度で6日程度の差が生じています。

強度行動障がい者の日中に居場所のひとつとして、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。

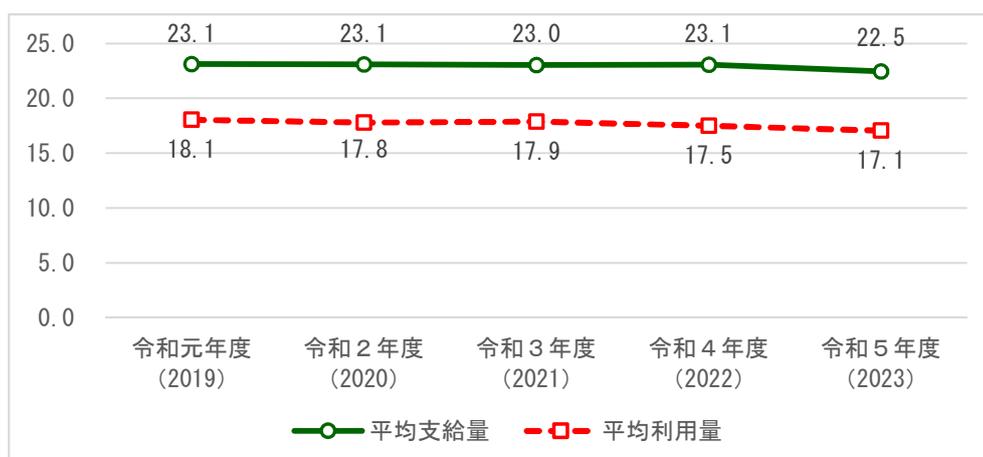


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 就労継続支援B型

平均支給量は概ね原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）で推移していますが、平均利用量は横ばいであるものの、やや減少傾向にあります。

生活介護と同様に、強度行動障がい者の日中に居場所のひとつとして、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。



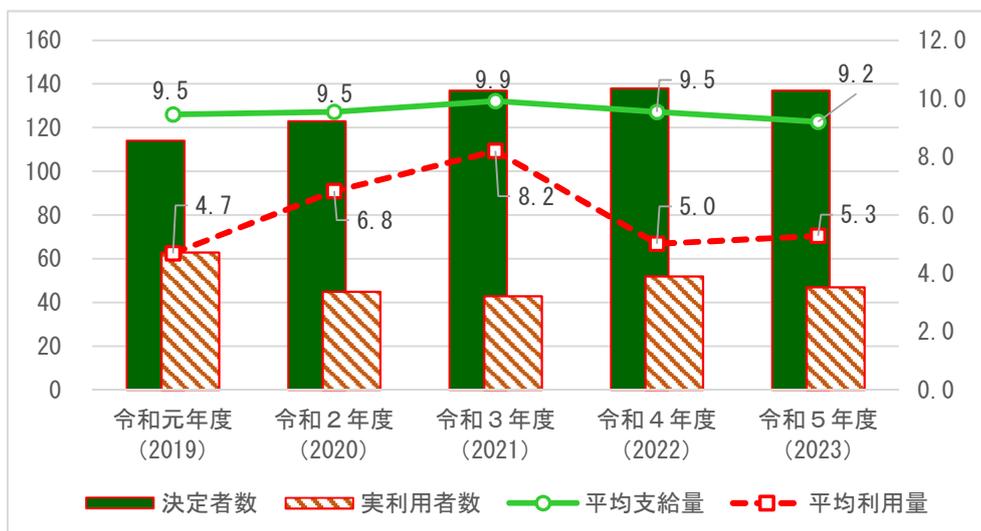
※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 短期入所

決定者数及び平均支給量はそれぞれ高い水準となっています。

令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度においては、平均支給量と平均利用量の隔たりが小さくなっています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期入所を受け入れる障害者支援施設等で、感染拡大防止を目的として、多くの利用者の出入りを無くすことから、必要性や緊急性が高い利用者に絞られた傾向があり、1人あたりの利用量が大きく伸びたと考えられます。

しかし、決定者数と実利用者数の隔たりは大きく、レスパイトを目的とした決定の意向はありますが、在宅の利用者における、障がい起因する突発的な緊急事態が発生した際の落ち着ける場所としての位置づけ決定者と事業所との関係性の構築を進めるためにも、短期入所事業所の受入れ先の確保が重要と考えます。



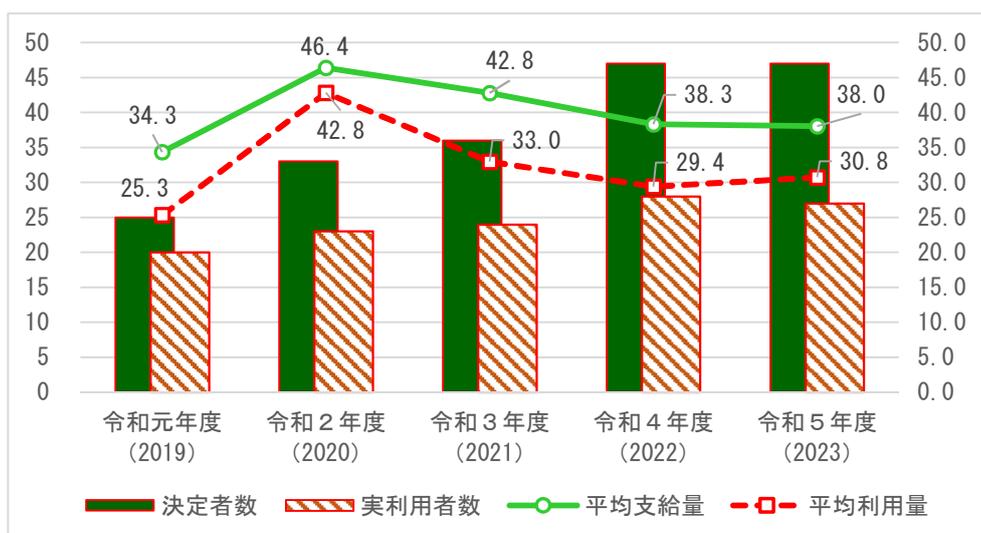
※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）
 ※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 行動援護

令和2（2020）年度に事業所が1つ増加したことにより、平均支給量と平均利用量の隔たりが最も小さくなりました。

しかし、これ以降は事業所が増加せず、逆に、決定者数は増加していることからこれらの隔たりは再び大きくなっています。

行動援護は強度行動障がい者が社会参加する上で重要なサービスとなります。強度行動障がい者がいつでもどこでも余暇を過ごせるためにも、行動援護事業所が増加が必要と考えます。



※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）

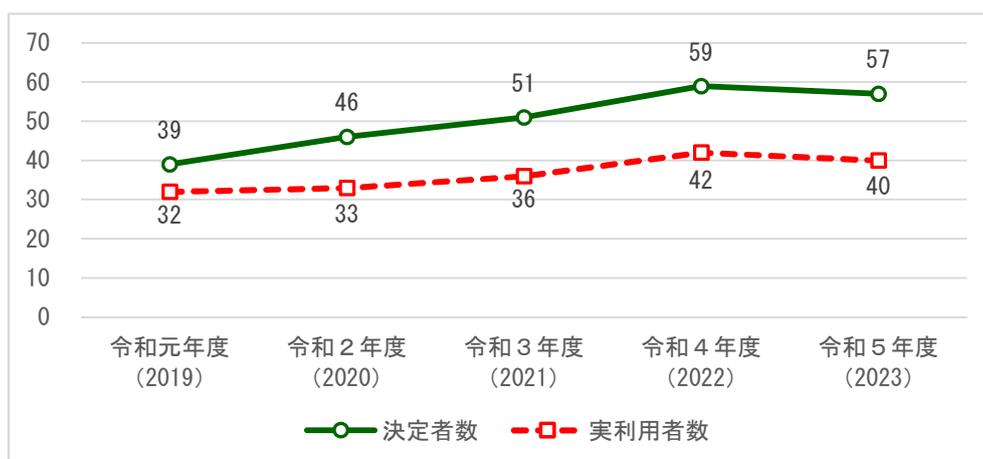
※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 共同生活援助

令和5（2023）年度を除き、決定者数、実利用者数共に増加傾向にあります。

しかし、近年はその隔たりは大きく、実際に体験的利用や実際にグループホームの移行に至らない者がいます。

親亡き後を見据え、将来、強度行動障がい者が地域で安心して生活するためにも居住。体験の場の確保は重要と考えます。そのためには、日中活動支援型共同生活援助を中心とした強度行動障がい者が入居できるグループホームの増加や強度行動障がいに対する支援技術の取得が必要と考えます。



※ 令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均人数

(2) 医療的ケア児者に関する状況

医療的ケア児者とは、一般的に日常生活を送る上で、自宅や学校といった病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養や導尿等の医行為が必要な児童、者を指します。

医療的ケアが必要な障がい児者に対する障害福祉サービス等の提供に際しては、専門的な人員配置のほか必要な環境整備等、提供できる事業所に限りがある状況です。

ア 医療的ケア児者の状況について

障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者につきましては、人数について特段顕著な推移はありません。

しかし、障害福祉サービス等の利用のない医療的ケア児者もいることから、今後本人の状態の変化に伴い人数の増加が見込まれます。

医療的ケア児者の状況

項目 年度	障害福祉サービス等 利用者数	内訳	
		障害福祉サービス 決定者数	障害児通所支援 決定者数
令和3年度 (2021)	38	25	25
令和4年度 (2022)	42	29	27
令和5年度 (2023)	42	29	27

※ 各人数は、厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数字は各年度3月末日時点の人数

※ 令和5（2023）年度については、6月1日時点の人数

イ 医療的ケア児者の支給決定及びサービス利用状況について

支給決定やサービス利用状況からみると、「生活介護」、「短期入所」、「居宅介護」、「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」において日数や時間数が多く、医療的ケア児者が地域で生活を送る上で重要なサービスとなっています。

しかしながら、1人あたりの月の平均支給量及び利用量等をみると、各サービスの隔たりが大きく前述したすべてのサービスについて定員の拡大や新たな事業所の増設が必要と考えられます。

特に、「短期入所」は、日々医療的ケアを実施し負担を抱える保護者等のレスパイトを目的として受け入れ態勢の整備が必要となります。

また、医療的ケア児における「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については、利用者が希望する支給量と利用量の隔たりが大きいだけではなく、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、極めて少ないことから、安定的にこれらのサービスの提供を受けられたためにも、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の更なる体制の確保が必要です。

医療的ケア児者の支給決定状況

サービス種類		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		決定者数	1人あたりの月の平均支給量	決定者数	1人あたりの月の平均支給量	決定者数	1人あたりの月の平均支給量
日中活動系	生活介護	9	23.0 日	11	23.0 日	11	23.0 日
	療養介護	5	—	6	—	6	—
	短期入所	18	10.2 日	20	10.3 日	20	10.3 日
訪問系	居宅介護	9	53.3 時間	12	65.4 時間	12	65.4 時間
	行動援護	2	60.0 時間	2	50.0 時間	2	50.0 時間
	重度訪問介護	1	220.0 時間	2	385.0 時間	2	385.0 時間
共同生活援助		1	—	1	—	1	—
計画相談支援		9	—	11	—	11	—
障害児通所支援	児童発達支援	10	18.0 日	10	15.8 日	9	18.4 日
	放課後等デイサービス	15	18.3 日	16	16.0 日	16	15.1 日
	保育所等訪問支援	0	0.0 日	1	1.0 日	1	1.0 日
	居宅訪問型児童発達支援	0	0.0 日	1	5.0 日	1	5.0 日
	障害児相談支援	8	—	11	—	10	—

※ 決定者数の単位は人

※ 令和5（2023）年度については、8月提供までの1人あたりの月の平均支給量

医療的ケア児者のサービス利用状況

サービス種類		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量	実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量	実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量
日中活動系	生活介護	9	13.2 日	11	15.9 日	11	15.5 日
	療養介護	2	—	3	—	3	—
	短期入所	6	4.0 日	7	5.0 日	6	4.4 日
訪問系	居宅介護	10	24.4 時間	10	36.4 時間	10	44.4 時間
	行動援護	3	24.6 時間	2	28.9 時間	2	29.8 時間
	重度訪問介護	1	214.5 時間	1	186.3 時間	1	179.5 時間
共同生活援助		0	—	0	—	0	—
計画相談支援		9	—	11	—	11	—
障害児通所支援	児童発達支援	11	9.6 日	10	6.8 日	9	10.0 日
	うち基本日数	8	8.6 日	6	4.9 日	5	6.0 日
	うち医ケア日数	5	7.4 日	7	5.5 日	7	8.6 日
	放課後等デイサービス	15	8.4 日	14	8.1 日	15	7.8 日
	うち基本日数	13	7.2 日	14	7.3 日	14	7.7 日
	うち医ケア日数	5	6.4 日	2	5.5 日	3	3.2 日
	保育所等訪問支援	0	0.0 日	1	1.0 日	1	1.0 日
	居宅訪問型児童発達支援	0	0.0 日	2	2.4 日	1	3.4 日
	障害児相談支援	8	—	11	—	10	—

※ 利用者数の単位は人

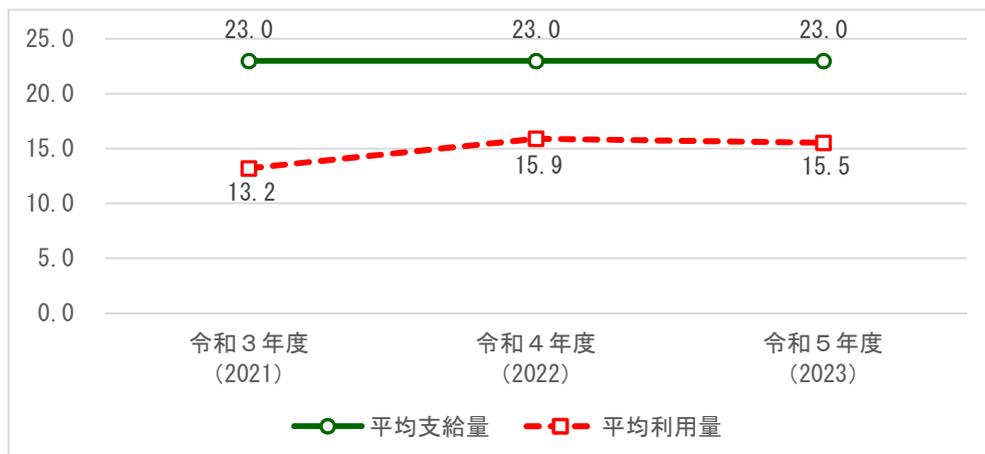
※ 令和5（2023）年度については、8月提供までの1人あたりの月の平均利用量

主なサービスにおける1人あたりの月の平均支給量及び利用量

○ 生活介護

平均支給量は原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）での推移に対して、令和3（2021）年度から改善されているものの、平均利用量は各年度で隔たりが依然大きくなっています。

就労系サービス等の決定・利用が無いことから、生活介護は医療的ケアが必要な障がい者の日中に居場所として重要な位置づけであり、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。

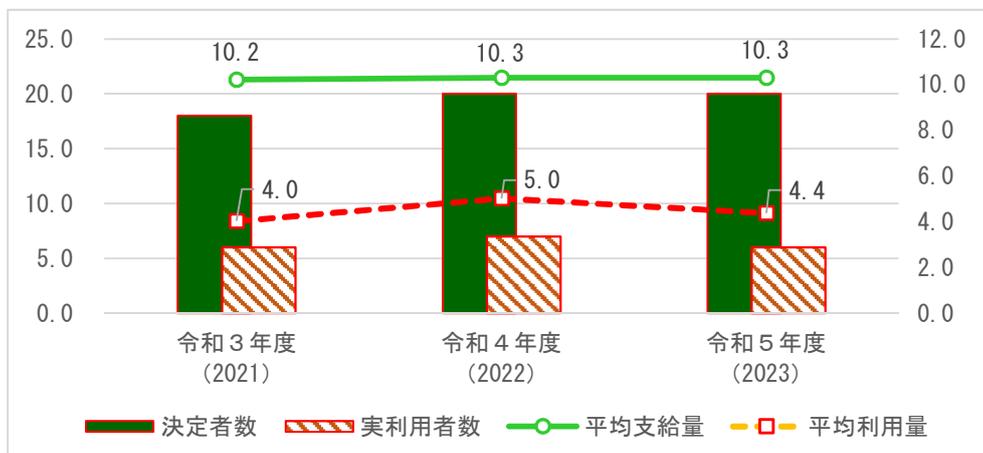


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 短期入所

各年度の決定者数に対し、約3分の1の実利用者、平均利用量が平均支給量の半分を満たしていない状況です。

医療的ケア児を抱える家庭では介助者の負担が大きい傾向にありますが、その多くが希望する支給量に対し、サービスの利用に至っていない状況にあると考えられますので、特に医療型短期入所事業所の受入れ先確保が必要と考えます。



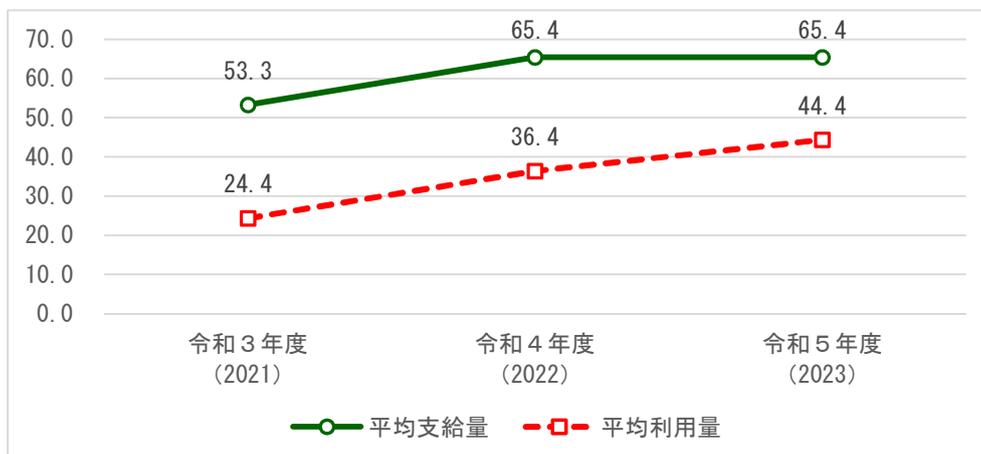
※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）

※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 居宅介護

平均利用量が右肩上がりに増加しています。

しかし、依然として、平均支給量と平均利用量に隔たりがあることから更なるサービス提供確保を図る必要があります。

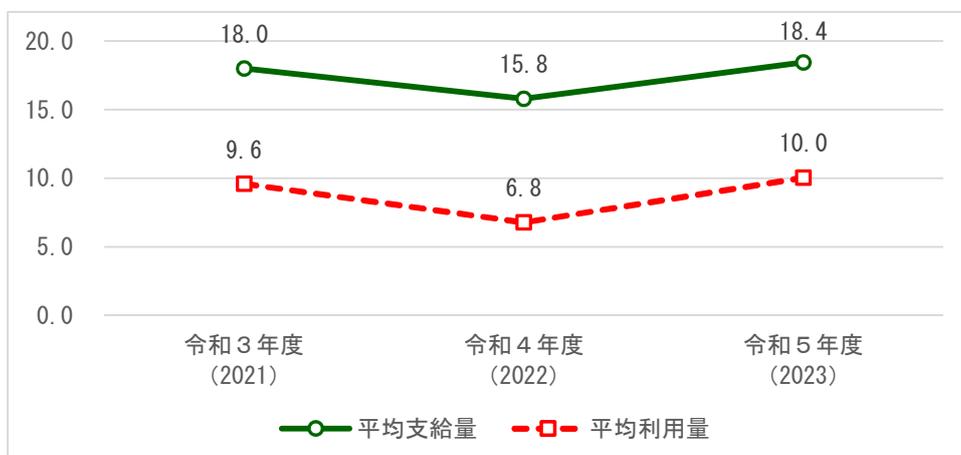


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量 (令和5 (2023) 年度は、4月から8月末までの平均値)

○ 児童発達支援

各年度において、平均支給量と平均利用量に大きな隔たりがある状況であり、利用者が希望する支給量に対して十分なサービスの提供ができていません。

また、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、各年度で半分を満たしていない状況であり、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所以外で看護師等が常勤している事業所が少ないことから、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を新たに確保し、安定的に通所利用ができる体制の確保が重要と考えます。

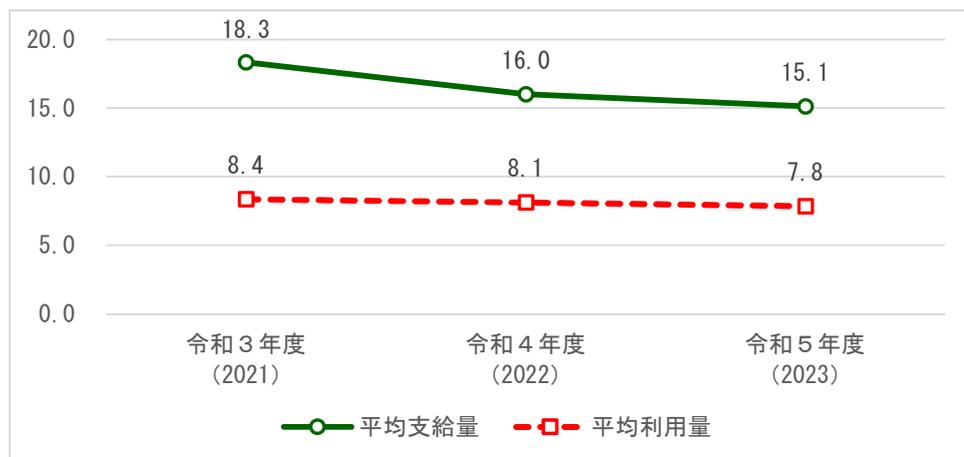


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量 (令和5 (2023) 年度は、4月から8月末までの平均値)

○ 放課後等デイサービス

利用者が希望する平均支給量は徐々に減っている状況ではありますが、平均利用量は平均支給量の半分程度となっており、依然として利用者が希望するサービスの提供を受けることができていません。

また、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、令和3年度に2人、令和4年に0人、令和5年度に1人と安定的なサービスの提供体制が整っていないことから、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を新たに確保する必要があります。



※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

7 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援事業の種類

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター
- サ その他任意事業

(3) 第6期障害福祉計画の実績

地域生活支援事業の利用実績

区 分		単 位	令和3（2021） 年度			令和4（2022） 年度			
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の 前年度比 (%)
必 須	移動支援	時間/月	2,200	1,094	49.7	2,230	1,122	50.3	102.6
		人/月	210	212	101.0	215	203	94.4	95.8
任 意	訪問入浴	人/月	21	22	104.8	21	26	123.8	118.2
	日中一時支援	人/月	100	141	141.0	120	141	117.5	100.0

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 時間数は、月間の延べ利用時間数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分

(4) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

イ 自発的活動支援事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

施策の方向10 災害時支援体制の強化

施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築

施策の方向12 地域における人材等の養成

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

ウ 相談支援事業

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センター 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業 実施箇所数 (基幹相談支援センター を除く。)	6	8	8	8	8	8
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
住宅入居等支援事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターで実施

※ 国の基本指針に基づき、実施箇所数について見込みます。

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

工 成年後見制度利用支援事業

施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	1	1	2	2	3	3

※ 国の基本指針に基づき、実利用者数について見込みます。

才 成年後見制度法人後見支援事業

施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※ 権利擁護支援センターあゆさぼが法人後見活動の相談業務を実施

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

カ 意思疎通支援事業

施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者の派遣 (個人からの依頼)	件	146	158	200	200	200	200
	人	151	162	220	220	220	220
手話通訳者の派遣 (講演会等)	件	46	57	70	100	105	110
要約筆記者の派遣 (個人からの依頼)	件	4	0	2	2	2	2
	人	8	0	2	2	2	2
要約筆記者の派遣 (講演会等)	件	10	19	20	20	20	20
手話通訳者の設置	箇所	1	1	1	1	1	1

※ 件数は、年間の延べ派遣件数、人数は、年間の実利用者数

※ 箇所は、設置箇所数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

キ 日常生活用具給付等事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	件	16	25	33	38	43	48
自立生活支援用具	件	45	41	30	40	45	50
在宅療養等支援用具	件	24	35	45	50	55	60
情報・意思疎通支援用具	件	21	56	63	68	73	78
排泄管理支援用具	件	4,340	5,040	4,974	5,000	5,080	5,160
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	4	4	3	4	4	5

※ 件数は、年間の延べ給付件数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業
施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
養成講習修了者数	人	23	35	50	50	50	50

※ 人数は、年間の延べ修了者数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

ケ 移動支援事業
施策の方向7 社会参加の促進
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
移動支援事業 (17事業所)	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

※ () 内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
延べ利用時間	時間	1,094	1,122	1,200	1,400	1,425	1,450
実利用者数	人	212	203	220	212	217	227

※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和5（2023）年度は、見込み）

コ 地域活動支援センター

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
市内地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	95	88	87	90	93	96
他市地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	3	4	4	4	4	4
市内地域活動支援センター設置数	箇所	5	5	5	5	5	5

※ 人数は、年間の実利用者数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

サ その他任意事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス (5事業所)	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 (10事業所)	障がい者の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の休息を図るため、見守り等の支援が必要な障がい者等に、一時的に日中における活動の場を提供します。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

項目	単位	第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問入浴サービス 実利用者数	人	22	26	24	29	34	39
日中一時支援 実利用者数	人	141	141	155	160	165	170

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分(令和5(2023)年度は、見込み)